

日動生命の現状2003

平成15年版／平成14年度決算



MILLEA
GROUP

**日動生命は、生命保険を通じ
社会に貢献し皆様の安心と幸せを
バックアップしてまいります。**

日動生命の現状2003

会社概要 (2003年7月1日現在)

| | |
|-------|---------------------------------|
| 社名 | ● 日動生命保険株式会社 |
| 設立 | ● 1996年8月8日 |
| 資本金 | ● 100億円 |
| 株主 | ● 株式会社ミレアホールディングス (出資比率100%) |
| 従業員数 | ● 110名 |
| 取締役社長 | ● 上岡 哲雄 |
| 本店所在地 | ● 東京都港区虎ノ門4-2-3 |

C O N T E N T S

●会社案内編

| | |
|----------------------------|----|
| 経営方針 | 3 |
| 健全性を示す指標 | 4 |
| 営業の概況 | 5 |
| リスク管理の体制 | 7 |
| コンプライアンス(法令等遵守)の体制 | 8 |
| 個人データ保護について | 10 |
| 営業体制 | 11 |
| ご契約者への情報提供の実態と 情報提供サービス | 13 |
| 保険商品の一覧 | 16 |

●業績・データ編

| | |
|----------------------------|----|
| 1.会社の概況および組織 | 20 |
| 2.平成14年度における事業の概況 | 25 |
| 3.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 | 27 |
| 4.財産の状況 | 28 |
| 5.業務の状況を示す指標 | 37 |
| 6.会社の運営 | 58 |
| 7.特別勘定の状況 | 58 |
| 8.保険会社およびその子会社等の状況 | 58 |
| 付録 | 59 |

*本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。



取締役社長 上岡 哲雄

経営方針

■ 経営の基本的な考え方

お客様第一主義を実現するために

当社は、以下の項目を経営の基本的考え方としております。

1

お客様のニーズにあった生命保険商品の積極的開発と十分な保障の提供を行います。

生命保険事業の社会的役割を認識し、お客様のニーズにあった保険商品を積極的に開発するとともに、適切な商品と十分な保障のご提供によりお客様の繁栄と経済的安定に寄与してまいります。

2

契約者サービスの向上に努めます。

的確な業務の遂行を通じて契約者サービスの向上を図ることにより、お客様から信頼され、親しまれる企業となるよう努めます。

3

経営効率の向上を図ります。

良質な保険商品をより安いコストで提供できるようにするため、適切な業務処理、人員配置や募集効率の向上等により経営の効率化を図ります。

4

社員・代理店に対する研修の充実・強化を図ります。

上記の諸項目を実施していくため、当社社員及び保険販売にあたる代理店の業務能力の向上を目指し、体系的かつ実践的な研修を実施してまいります。

5

法令遵守(コンプライアンス)体制の強化を図ります。

保険業法をはじめとする各種法令や規定を遵守するコンプライアンス体制を強化することにより、お客様が安心を託せる企業となるよう努めます。

健全性を示す指標

お客様の大切なご契約を守るために、私達は健全な経営につとめています。

格付け会社からの高い評価

当社は、お客様に当社の財務内容を分かりやすくお示しするという企業情報開示の一環として、格付け会社に依頼し、次のとおり格付けを取得しております。

日本格付研究所 (JCR)

保険金支払能力格付け

AA+

※保険金支払能力格付けは、保険金支払債務を契約通りに支払うことができる能力の程度を比較できるように等級をもって示すものです。

※格付けは、個別の保険契約の加入、解約、継続を推薦するものではありません。

※格付けは、2003年7月1日現在における格付け会社の意見であり、変更されることもあります。最新の状況は、各格付け会社のホームページなどでご確認ください。

高いソルベンシー・マージン比率

支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、引き続き高い水準を確保しています。

2,281.5%

(単位：百万円)

| 項目 | 2001年度末 | 2002年度末 |
|--|----------|----------|
| ソルベンシー・マージン総額 (A) | 20,725 | 25,101 |
| リスクの合計額 (B) | 2,219 | 2,200 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 1,867.8% | 2,281.5% |

※上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条および第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

ソルベンシー・マージン比率とは？

巨大災害の発生や資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。200%を超えていれば、健全性についてのひとつの基準を満たしているとされますが、この比率のみをとらえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。

営業の概況

経営環境と事業の経過

平成14年度のわが国経済は、前半、輸出の増加、製造業を中心とした企業の業況感の下げ止まり、物価下落幅の縮小など、景気回復への明るい兆しが見られたものの、次第に米国経済の先行きに関する慎重な見方が台頭し、また年明けにはイラク情勢の緊迫化など景気マインドを後退させるできごとが続いた結果、一層不透明感を増して年度末を迎えました。

こうした背景から、株価は一貫して下げ続け、大型増資発表後の銀行株の下落をきっかけに年度末には日経平均が7,972円71銭まで下がり、当期の下落率は27.7%に達しました。また、投資家はリスク・テイクへの慎重な姿勢を一層強め、国債金利は史上最低水準を更新し続けました。

生命保険業界におきましても、こうした経済状況を反映して、保有契約高の減少が続いております。

当社におきましては、このような環境下において、社員・代理店に対し商品知識・業務知識の習得に向けたきめ細かい研修により、お客様に満足していただけるコンサルティング・セールスを行うことを目指してまいりました。

東京海上あんしん生命との合併について

当社は、関係当局の認可を受け、システム統合等に問題がないことを条件に、平成15年10月1日付で同じミレアグループ内の東京海上あんしん生命保険株式会社と合併し、「東京海上日動あんしん生命保険株式会社」として、新たなスタートを切ることを決定いたしました。当社と東京海上あんしん生命保険株式会社には、販売チャネル、販売手法、商品およびシステムをはじめとするインフラ面において共通している点が多いことから、両社が合併することにより、損保会社と一体となった業務運営を一層推進し、生産性と効率性の向上を目指してまいります。なお、当社はこの合併に先立ち、平成15年4月1日付で株式会社ミレアホールディングスの直接の子会社となりました。

新商品について

商品の開発につきましては、生損一体型商品である「超保険」を日動火災海上保険株式会社と共同で平成15年3月に発売しました。

販売手法について

販売面に関しましては、お客様のニーズにマッチしたサービス提供の充実を図るため、コンサルティング・セールスを一層推進しました。

契約の概況

当年度末保有契約高につきましては、個人保険12,952億円（対前年度比105.5%）、個人年金352億円（同112.2%）、団体保険2,150億円（同102.6%）となりました。

決算の概況

収支状況につきましては、収益面では、保険料等収入は39,842百万円、資産運用収益は3,672百万円であり、その他経常収益418百万円を含めた経常収益は43,933百万円となりました。一方、費用面では、保険金等支払金は9,881百万円、責任準備金等繰入額は26,455百万円、事業費は5,958百万円、資産運用費用は48百万円であり、その他経常費用489百万円を含めた経常費用は42,833百万円となり、その結果、経常利益は1,100百万円となりました。これから保険業法第113条繰延資産償却費769百万円、価格変動準備金繰入額等の23百万円、及び契約者配当準備金繰入額264百万円を差し引いた税引前当期利益は43百万円となり、法人税及び住民税、法人税等調整額を反映させた結果、当期利益は0百万円となっております。

資産につきましては、当期末総資産は130,336百万円（対前年度比128.8%）、運用資産は127,593百万円（同130.6%）となりました。資産運用にあたりましては、前期に引き続き、安全性を最優先に考え、長期の円貨建債券を中心に安定的な収益の確保に努めました。

平成15年度にむけて

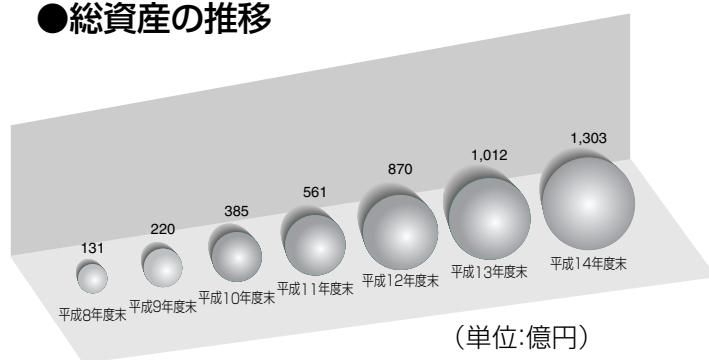
平成15年度のわが国経済は、世界経済の先行きに対する不安や、企業の設備投資への慎重姿勢、消費マインドの弱含みなどの影響が懸念され、引き続き厳しい状況となるものと見込まれます。

生命保険業界におきましては、厳しい事業環境下においてお客様から選択される企業であり続けるために、各社とも経営の効率化を一層進めるのみならず、商品開発、販売手法、サービスなどあらゆる面でさらに激しく競い合っていくものと考えられます。

当社は、常にお客様本位の経営方針に立ち戻り、コンプライアンスとリスク管理を徹底しつつ、市場ニーズにマッチした商品開発やサービスの提供を図ることで、ミレアグループの企業価値の増大に貢献してまいります。また、本年10月1日の東京海上あんしん生命保険株式会社との合併作業を着実に進めてまいります。

以上のとおり、ミレアグループが健全性、成長性および収益性を兼ね備えた企業グループとして発展していくために、全員が一致団結して努力してまいり所存でございます。

●総資産の推移



日動生命のEVについて

2003年3月末の当社のEV（エンベデッド・バリュー）は220億円で、その内訳は、純資産価値が170億円、保有契約価値が50億円となりました。

| | 2001年3月末 | 2002年3月末 | 2003年3月末 |
|--------|----------|----------|----------|
| 純資産価値 | 165 | 151 | 170 |
| 保有契約価値 | 76 | 108 | 50 |
| 年度末EV | 241 | 259 | 220 |
| 新契約価値 | | 14 | 6 |

※エンベデッド・バリュー

エンベデッド・バリュー（Embedded Value 潜在的価値）は、貸借対照表に表示された純資産価値に保有契約から将来もたらされるであろう利益の現在価値（保有契約価値）を加えたものです。生命保険契約は契約当初は新規契約の獲得に要する費用などにより損失が生じ、その後徐々に利益を生み出す収益構造にあり、新規契約が決算利益ひいては純資産価値の増加に貢献するまでに時間がかかります。エンベデッド・バリューはこうした収益構造をもつ生命保険事業について、将来にわたる収益への貢献を契約獲得年度において評価することによって、タイムリーな経営管理を実現するための指標であり、ヨーロッパの生命保険会社で普及しています。

逆ざやの状況

平成14年度における当社の逆ざや額は269百万円となっておりますが、保険金・年金・給付金の支払実績が予定支払額を下回っていることなどによりカバーされており、経営の健全性に影響を与えるものではありません。

逆ざやとは？

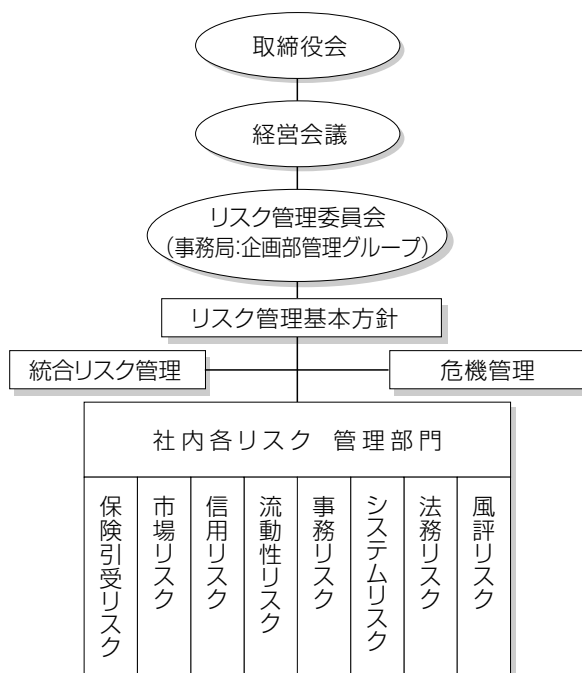
ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。その割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます）を、運用収益などで確保する必要があります。ところが、かつてない超低金利が続くなかで、この予定利息分を実際の運用収益等でまかなえない状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

リスク管理の体制

当社の取り組み

金融の自由化、国際化の進展、さらには環境の急激な変化に伴い、当社を取り巻くリスクは複雑多岐なものとなっています。こうした中で、経営方針の策定に当たっては、リスクの所在を十分に理解したうえで決定すること、またはそのリスクをコントロールしていくことが重要課題であるという認識のもと、当社では、リスク管理委員会を設置するとともに企画部内に管理グループを設置し、各種リスクに関する諸問題につき取り組んでいます。

<リスク管理の体制>



リスク管理委員会の役割

リスク管理にあたっては、社内の担当部門が自己責任の原則にたつて、業務を遂行することが重要ですが、会社全体でのリスクの把握やコントロール、さらには内部牽制といった観点でリスク管理委員会を設置しています。

リスク管理委員会では主に以下の業務を担当しています。

- ①リスク管理方針の策定、あるいは変更の企画・立案
- ②リスクの種類別にそれを管理する部門の整備
- ③各種リスク管理部門のとりまとめ・総括
- ④事業運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発現した場合の緊急対応の検討

リスク管理基本方針の策定

当社のリスク管理全体の態勢は、リスク管理基本方針において定め、この方針のもと、リスク区分毎に管理部門を設け、管理方針・管理プロセスを策定するとともに、全社的なリスク管理の徹底を図っています。

統合リスク管理方針の策定

格付けの維持と倒産防止の観点から、各事業分野において配分された自己資本の範囲内で適切な事業運営が行われているかを管理しています。

危機管理方針の策定

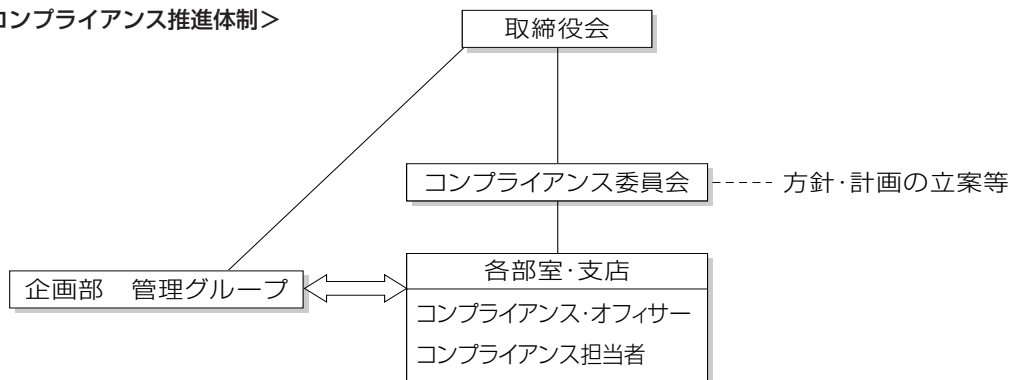
当社のリスク管理上、リスクなどが顕在化し、お客様・代理店などとの関係に広範かつ重大な影響を及ぼす事態、あるいは、当社業務に重大な支障が生ずるような事態（緊急事態）が発生した場合において、「危機管理方針」に則り、当社が被る経済的損失を極小化し、通常業務に復旧するために迅速で適切な行動・措置をとることとしています。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの徹底には、日常業務に根ざした取り組みが極めて重要です。そのため、当社では各部室・支店にコンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンス担当者を配置し、各部室・支店がそれぞれの担当分野において法令等の遵守を徹底していくこととしています。あわせて、会社全体のコンプライアンスの推進と、内部牽制の充実のため、取締役会の下部組織としてコンプライアンス委員会を置き、さらに、企画部の中に管理グループを設置し、体制の整備を図っています。

<コンプライアンス推進体制>



コンプライアンス推進の基本的考え方

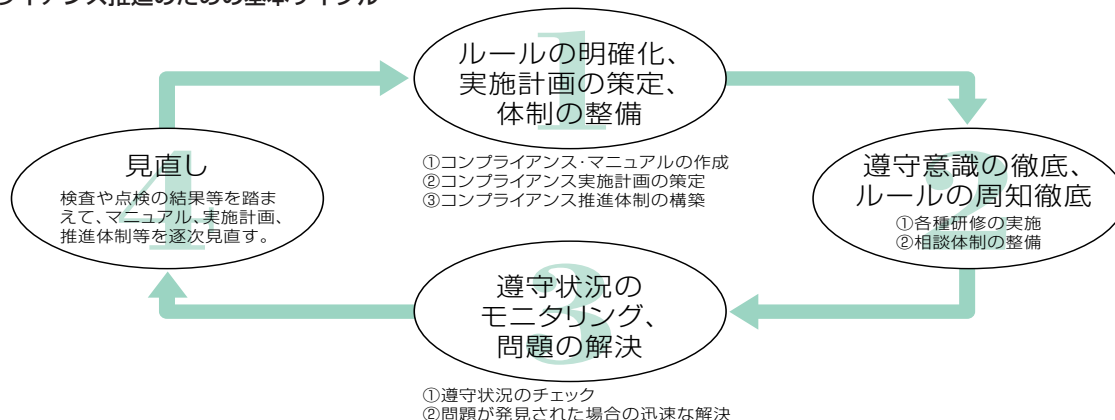
コンプライアンスの推進にあたっては、

- ①ルールの特明確化、実施計画の策定、体制の特整備
- ②遵守意識の特徹底、ルールの周知徹底
- ③遵守状況の特モニタリング、問題の特解決
- ④見直し

という4つの取り組みをサイクルとしてとらえ、取り組むことが重要です。

当社では、この考え方に基づいて実施計画を策定し着実な取り組みを進めています。

コンプライアンス推進のための基本サイクル



具体的な取り組み

コンプライアンスの推進の主な具体的な取り組みは以下の通りです。

各部室・支店

- ・各部コンプライアンス実施計画の策定
- ・コンプライアンス研修の実施
- ・コンプライアンスに関する点検・モニタリング
- ・問題が生じた場合の特解決

「消費者契約法」および「金融商品の販売等に関する法律」への取り組み

当社では「消費者契約法」および「金融商品の販売等に関する法律」（以下、金融商品販売法）が、契約者保護およびトラブル予防のための根本ルールであるとの認識のもと、その遵守に努めるべく以下の通り対応しています。

◆消費者契約法

- ①「取消条項」については、契約者に誤解が生じることがないように、「ご契約のしおり一約款」の受領印を取り付けるという従来からの実務処理を引き続き実施するとともに、保険契約の内容等の説明には従来以上の注意を払うように努めています。また、代理店に対しては、勉強会等を通じて適宜注意を喚起しています。
- ②「無効条項」については、現在のところ、当社の保険約款等に消費者契約法に照らして無効となるような条項は存在しません。今後の新商品開発に際しても無効条項に注意を払いながら約款等の作成を行っていきます。

◆金融商品販売法

- ①「保険商品についての重要事項の説明義務」については、契約前に交付する「ご契約のしおり一約款」に信用リスクについての説明文言を記載しています。（当社では変額保険・企業年金など市場リスクを有する商品を現在販売しておりませんので信用リスクについてのみ記載しています）。
- ②「勧誘方針の公表」については、当社の本店、各支店、ホームページでも公表（下記「お客様への販売・勧誘にあたって」をご参照下さい。）しています。代理店に対しても、勧誘方針を代理店事務所で公表してそれを遵守した募集活動を行うよう指導しています。

当社の取り組み

お客様への販売・勧誘にあたって

お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます。

◆勧誘にあたって

- ・お客様の生命保険に関する知識、加入経験、加入目的、財産状況、その他生命保険の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った生命保険の説明および提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に生命保険についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

◆各種の対応にあたって

- ・お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金および給付金の適正な支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、生命保険の適正な販売に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- ・お客様に関する情報を適正に管理し、お客様のプライバシーを守ります。

（以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づく当社の「勧誘方針」です。）

個人データ保護について

基本的な考え方

生命保険会社は、取り扱っている商品・サービスの特性から、契約情報、保健医療情報および信用情報等、お客様のプライバシーにかかわる情報を数多く取り扱っています。

当社では、金融情報システムセンターの「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」および生命保険協会の「生命保険業における個人データ保護について」に準拠した「顧客情報保護管理規程」を制定し、お客様に関する情報を適正に管理し、プライバシーを守るよう細心の注意を払っています。

顧客情報の収集・利用および外部への情報提供

お客様に関する情報の収集・利用は、業務上必要な範囲に限定しています。また、業務発注先等外部への提供にあたっては、契約上守秘義務等を課すことで必要な手当を行っています。

業務委託先である日動火災海上保険株式会社および東京海上火災保険株式会社に対しては、業務上必要な範囲に限定し、かつ契約者・被保険者の同意を得た範囲で顧客情報の提供を行っています。

顧客情報の開示請求とその範囲

顧客情報の開示請求者は契約者とし、開示請求者が本人であることを十分に確認した上で開示しています。

顧客情報の訂正請求

顧客情報の開示により顧客情報に誤りが発見された場合には、情報主体の利益保護のため迅速に対応しています。

ご契約が登録されることがあります

生命保険制度が健全に運営され、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう(社)生命保険協会においてこれらの保険金・給付金等のあるご契約および特約についての登録を実施しています。また、隣接他業態との間において契約内容を相互に照会するために、「契約内容照会制度」を設けています。

●ご契約内容登録制度について

保険契約のお申込または死亡保険金・災害死亡保険金もしくは入院給付金等のある特約の付加のお申込があった場合、生命保険会社からの連絡により、(社)生命保険協会に保険契約およびこれらの特約に関する下記の事項が登録されます。〔ただし、保険契約またはこれらの特約（以下「保険契約等」といいます。）をお引き受けできなかったときはその登録内容は消去されます。〕

各生命保険会社は、その後、同じ被保険者について保険契約のお申込もしくはこれらの特約の付加のお申込があった場合または死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金もしくは入院給付金等の請求があった場合、登録内容を保険契約等のお引受またはこれらの保険金・入院給付金等のお支払の判断の参考とさせていただきます。

なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日から5年間とします。各生命保険会社はこの登録により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金・入院給付金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、(社)生命保険協会および各生命保険会社は、この登録により知り得た内容を他に公開いたしません。

●ご契約内容照会制度について

平成14年4月以降の登録内容から各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会は、お引受またはお支払の判断の参考とさせていただくために、「契約内容登録制度の登録内容」と「全国共済農業協同組合連合会の契約内容」を「契約内容照会制度」において、相互に照会しております。

各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会は、「契約内容照会制度」により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金・入院給付金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、(社)生命保険協会、各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会は、「契約内容照会制度」により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の営業体制

当社の代理店がお客様お一人お一人のニーズにお応えします。

◆代理店

日動火災の代理店は、お客様を様々なリスクからお守りするため、損害保険の販売や事故を未然に防止するための各種提案など、きめ細かなサービスを行っており、当社はこの全国に広がる日動火災の代理店ネットワークを通じて、生命保険を販売しています。これにより、お客様には一つの代理店で信用あるミレアグループの生命保険・損害保険にわたるトータルなサービスを受けていただくことができます。

また、当社は業務または事務の一部を日動火災および東京海上に委託しており、この日動火災および東京海上のネットワークが幅広い代理店の活動を支えており、当社の平成15年3月末現在における委託代理店数は6,946店となっています。

代理店教育・研修の概略

当社は、多様化するお客様のニーズと、ライフサイクルにマッチした生命保険を設計・提案できる代理店を数多く育成することを目指して、生保販売にあたる代理店に対し以下の教育・研修を行っております。

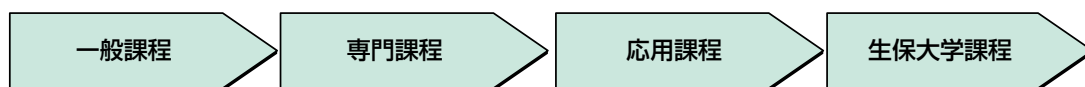
(1) 生損保あわせ「トータルリスクコンサルタント」を目指して

保険事業を取り巻く環境は、高齢化の進展やライフスタイル・価値感の多様化などにより、保険商品に求められるニーズはますます高度なものとなっております。こうした中において当社は、お客様のライフプラン+企業経営のニーズにフィットした最適な保険設計をご提供してまいります。

当社では、日動火災の契約取扱者のなかで、生保販売意欲の強い取扱者に対し、生保委託を行っており、損保営業で培った顧客からの信頼をベースに、生命保険の専門知識を習得し、生保損保あわせ「トータルリスクコンサルタント」として、真の顧客サービスをご提供してまいります。

このため、生命保険の募集に必要な資格取得のための研修はもとより、当社独自のカリキュラムによる生保販売技術向上研修を行っております。

(2) 業界共通教育制度



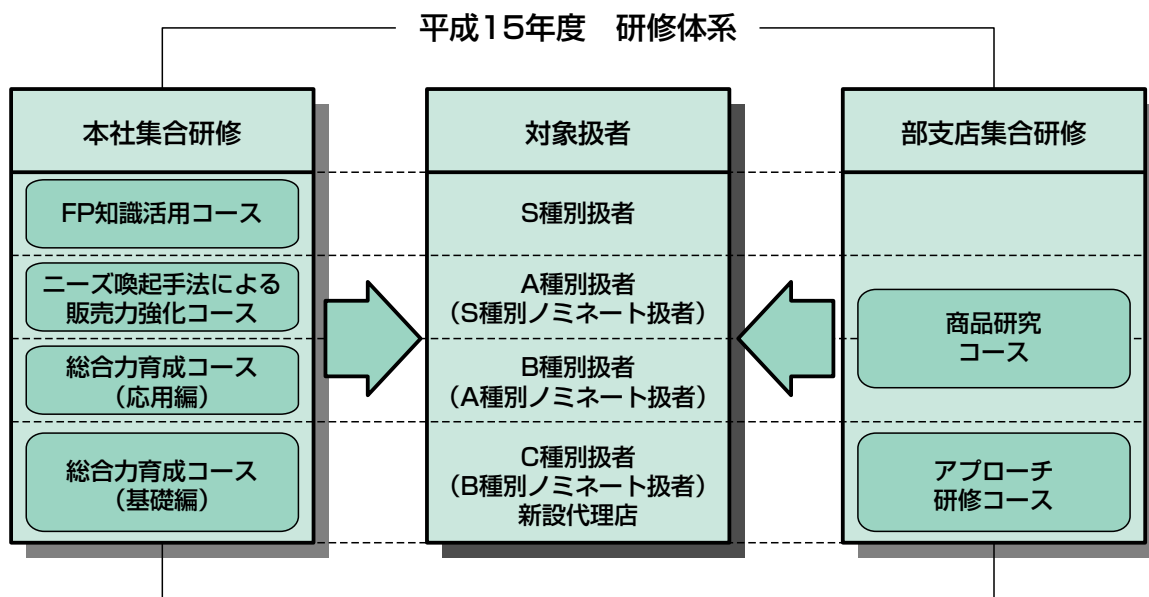
代理店委託後に、業界共通のカリキュラムに従って、一般課程試験の登録前研修・登録後研修を行ない、この中で生命保険の基礎知識・商品知識・販売手法の習得を行います。

さらに、専門的知識や周辺知識を習得するため、生保協会が実施する「専門課程」「応用課程」「生保大学課程」の資格取得を奨励しております。

(3) 研修の概略

生保販売技術を修得し、お客様に万全なサービスを提供できるよう、契約取扱者を対象に実践的な研修を行っております。研修は、契約取扱者の販売経験に合せて、基礎的な知識とノウハウを身につける「総合力育成コース基礎編」からより高度な専門知識の強化を目的とする「FP知識活用コース」まで6コースの充実した研修を実施しております。

| | |
|-------------------|--|
| 総合力育成コース (基礎編) | 生保の販売手法と申込書の作成、診査から成立までの流れを体系的に学び、自信を持って生保販売ができる力を身につけることを目的とした研修です。 |
| アプローチ研修コース | 損保顧客に対する生保アプローチのキッカケ作りとその話法訓練によりアプローチ手法を修得するコースです。 |
| 商品研究コース | 最新の他社商品内容を理解し、当社商品の特長を修得するコースです。 |
| 総合力育成コース (応用編) | 損保顧客に対するスムーズなアプローチ手法の習得と生保販売への意識づけを行うコースです。 |
| 販売力強化コース | 当社主力商品である得々終身Aプランの販売を強化するコンサル手法を習得するコースです。 |
| FP知識活用コース | FP知識を活用した個人保険の具体的販売手法を修得するためのコースです。 |



ご契約者への情報提供の実態と情報提供サービス

会社に関する情報

次の方法で、会社に関する情報をご提供しています。
冊子については、当社または当社の事務を委託している日動火災および東京海上の営業店舗でご覧いただくことができます。

日動生命の現状

今ご覧いただいているこの冊子のことです。
保険業法第111条に基づいて作成されたディスクロージャー資料であり、当社の業績や財務の状況などを記載しています。

会社案内

会社の概要を簡明にご説明したパンフレットです。

インターネットホームページ

ホームページを開設し、当社の業績、トピックスや商品ラインナップなどを掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.nichido.co.jp/seimei/>

ご契約者への個別情報

当社のご契約者に対しては、ご契約前、ご契約時およびご契約後、それぞれに際し、個別に次のような情報を提供しています。

ご契約前

●ご契約のしおりー約款

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要事項、諸手続、税法上の特典など、是非知っていただきたい事項をわかりやすく説明したものです。また、「約款」は、ご契約についてのとりきめを詳しく説明したものです。

●各種パンフレット

●保険種類のご案内

各種商品の特長の説明などをまとめた総合パンフレットです。

●保険設計書

ご契約時

●保険証券

保険金額や保険期間など、ご契約の内容を具体的に記載したものです。

●ご契約に関してご注意いただきたいこと、保険証券のみかた 等

ご契約後

総合的なご案内

●ご契約内容のお知らせ

●保険料のお払込みに関するご案内

●保険料口座振替についてのご案内

●生命保険料再請求のお知らせ

●生命保険料払込みのご依頼

●保険料お立替のご案内

その他

●生命保険料控除証明書

これらは、保険料のお払込みが滞った場合にご案内します。

商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

ご契約に伴う重要項目のうち、いわゆる「デメリット情報」につきましては、各種保険パンフレット、「ご契約のしおりー約款」に明示し、ご契約者に正しくご理解いただけるよう努めております。

その主な内容は、次の通りです。

1. 告知義務と告知義務違反

生命保険は、大勢の人々が保険料を負担しあい、お互いに保障しあう助け合いの制度です。したがって、必ずしも健康とは申し上げられない方や、危険度の高い職業に従事している方などが無条件にご契約されると公平性が保たれなくなります。

そのために、ご契約申込み時やご契約の復活に際し、健康状態や職業などについてお知らせいただくことになっております。これを告知義務といいます。

その際に事実が告げられなかったときは、「告知義務違反」として契約が解除されることがあります。

2. 保険金・給付金の支払免責

ご契約が継続していても、保険金・給付金等のお支払いができない場合があります。
例えば、

■死亡保険金のお支払事由が生じても

1 ご契約の責任開始期（または復活日）から起算して1年以内の自殺によるとき

2 ご契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき

3 戦争その他の変乱によるとき

のいずれかに該当するときは保険金は支払われません。

（ただし、“3”については、その程度に応じて保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。）

高度障害保険金、災害死亡保険金や諸給付金についても、同様にお支払いできない場合がそれぞれの約款に定められています。

3. 失効・解約

保険料払込の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。これを失効といい、保険金・給付金の支払事由が生じても、保険金・給付金はお支払いできません。

また、ご契約者の申出により、それ以後のご契約を打ち切ることができます。これを解約といい、その時点でご契約は消滅します。解約の申出があった場合、保険会社は解約返戻金があれば払い戻しますが、その額は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。これは、生命保険では払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部が年々の死亡保険金などのお支払に、また会社が契約を維持する経費にあてられるからです。

解約返戻金は、保険種類・保険期間・契約年齢・保険料払込期間等によって異なります。特にご契約後、短期間で解約されたときの返戻金はまったくない場合もあります。

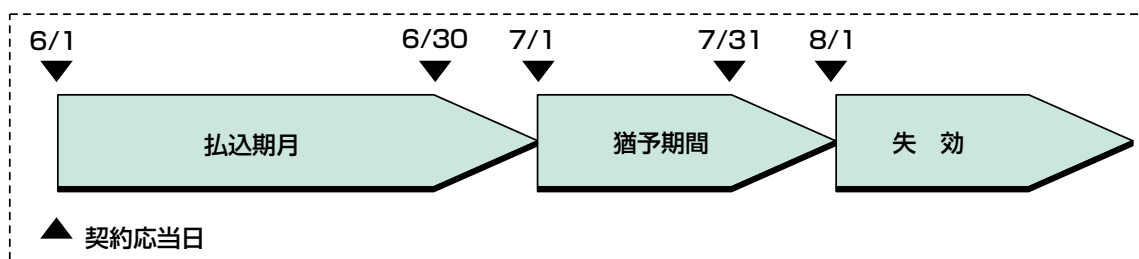
保険料払込の猶予期間とご契約の効力

ご契約が有効に継続し、保険金などが支払われるためには、保険料は払込期月内にお払込みいただく必要があります。

しかし、長い間には何らかの都合で遅れることも考えられます。この場合、ご契約はすぐに効力を失うのではなく、払込期月が過ぎても一定の期間は払込みを待つことになっております。この期間のことを猶予期間といいます。猶予期間は、通常、保険料の払込方法（月払・半年払・年払）によって、次のとおりとなっております。

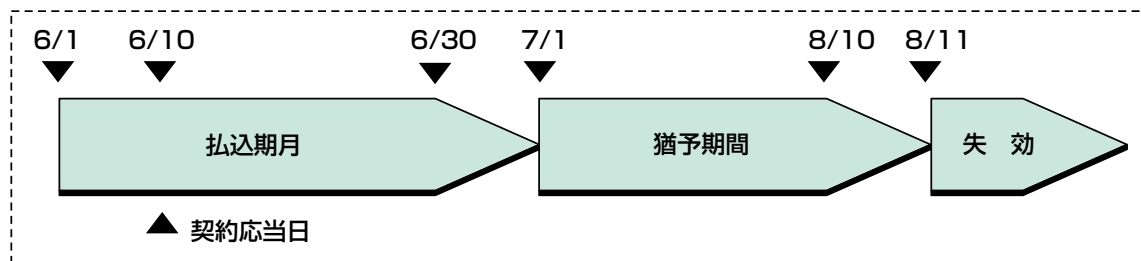
1. 月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日まで



2.年払・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）



契約の復活

保険料のお払込みがなく、万一、契約の効力がなくなった場合（失効）にも、その日から3年以内に当社の定める手続きをとっていただきますと、ご契約を復活して、それ以降保障を継続していただくことができます。

■手続きの内容

- 契約内容変更承認請求書をご提出していただきます。
- ご健康状態などについて告知していただきます。（診査または告知書の提出）
- 未払保険料を一括してお払込みいただきます。

4.クーリング・オフ制度（ご契約申込みの撤回）

ご契約の申込日または第1回保険料に相当する金額のお払込みの日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば書面により、ご契約のお申込みを撤回することができます。

お申込みの撤回は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、必ず郵便により支店または本社宛発信してください。

お申込みの撤回があった場合は、お払込みいただいた金額を返還いたします。

なお、当社が指定する医師の診査を受けられた後などはこの取扱いをいたしません。



保険商品の一覧

お役に立つ日動生命の商品ラインナップ

日動生命は、お客様の年齢ごとのニーズに応じた商品を幅広くご用意しております。

| | | 販売名称・契約年齢範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----|---------------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 0歳 | 5歳 | 10歳 | 15歳 | 20歳 | 25歳 | 30歳 | 35歳 | 40歳 | 45歳 | 50歳 | 55歳 | 60歳 | 65歳 | 70歳 | 75歳 | 80歳 | 85歳 |
| 一生涯の保障を希望される方に | 0歳 | 得々終身 | | | | | | | | | | | | | | | | 80歳 | |
| | 0歳 | 5年ごと利差配当付終身保険 | | | | | | | | | | | | | | | | 85歳 | |
| | 0歳 | 終身保険（無配当） | | | | | | | | | | | | | | | | 85歳 | |
| | 15歳 | 収入保障付得々終身 | | | | | | | | | | | | 75歳 | | | | | |
| | 15歳 | 収入保障付終身保険（5年ごと利差配当付） | | | | | | | | | | | | 75歳 | | | | | |
| | 15歳 | 収入保障付終身保険（無配当） | | | | | | | | | | | | 75歳 | | | | | |
| | 15歳 | 通減定期付得々終身 | | | | | | | | | | | | 75歳 | | | | | |
| | 15歳 | 通減定期付終身保険（5年ごと利差配当付） | | | | | | | | | | | | 75歳 | | | | | |
| 大きな保障を割安な保険料で希望される方に | 5歳 | 定期保険（無配当） | | | | | | | | | | | | | | | | 85歳 | |
| | 15歳 | ナイスフィットプラン | | | | | | | | | | | | 75歳 | | | | | |
| 資金準備も保障もという方に | 0歳 | 5年ごと利差配当付養老保険 | | | | | | | | | | | | | | | | 80歳 | |
| | 0歳 | 養老保険（無配当） | | | | | | | | | | | | | | | | 80歳 | |
| 豊かな老後生活のための資金準備を希望される方に | 20歳 | 5年ごと利差配当付個人年金保険（確定年金） | | | | | | | | | | | | 77歳 | | | | | |
| | 20歳 | 5年ごと利差配当付個人年金保険(保証期間付終身年金) | | | | | | | | | | | | 77歳 | | | | | |
| お子さまの教育・成長資金の準備を希望される方に | 0歳 | (5年ごと利差配当付) 9歳(契約者の加入年齢は20~60歳) 子ども保険 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| がん・急性心筋梗塞・脳卒中にかかった場合の保障を希望される方に | 5歳 | 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 | | | | | | | | | | | | 70歳 | | | | | |
| | 5歳 | 特定疾病保障定期保険（無配当） | | | | | | | | | | | | 70歳 | | | | | |

0歳 5歳 10歳 15歳 20歳 25歳 30歳 35歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 70歳 75歳 80歳 85歳

■ 保険種類と付加できる特約一覧表

| 主契約 特約 | 5年ごと利差配当付 | | | | | | 無配当 | | | | |
|-------------------------|-----------|-------------|------------|------|-----------------|-------|------|------|--------|------------|------|
| | 終身保険 | 低解約返戻金型終身保険 | 特定疾病保障終身保険 | 養老保険 | 個人年金保険 | こども保険 | 終身保険 | 定期保険 | 遡増定期保険 | 特定疾病保障定期保険 | 養老保険 |
| 平準定期保険特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ |
| 逡減定期保険特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 収入保障特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 特定疾病保障定期保険特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 配偶者定期保険特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| こども定期保険特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 災害割増特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 傷害特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 災害入院特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 疾病入院特約 ^{※1} | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 災害退院後療養特約 ^{※1} | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 疾病退院後療養特約 ^{※2} | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 成人病保障特約 ^{※2} | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 女性医療特約 ^{※2} | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| がん保障特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| がん退院後療養特約 ^{※3} | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — | — | ○ |
| こども医療特約 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — |
| リビング・ニーズ特約 | ○ | ○ | — | ○ | ○ ^{※4} | — | ○ | ○ | ○ | — | ○ |
| 5年ごと利差配当付 年金支払移行特約 | ○ | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 5年ごと利差配当付 介護保障移行特約 | ○ | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |

※1 災害入院特約とあわせて付加ください。

※2 災害入院特約、疾病入院特約とあわせて付加ください

※3 がん保障特約とあわせて付加ください。

※4 付加する特約を対象とするときに付加できます。

企業・団体向けの商品

主契約

- 団体定期保険
- 総合福祉団体定期保険
- 団体信用生命保険
- 消費者信用団体生命保険

特約

団体定期保険に 付帯する特約

- 労働災害保障特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- 災害保障特約
- 交通災害特約
- 年金払特約
- こども特約
- こども災害割増特約
- こども傷害特約
- こども災害保障特約
- こども交通災害特約

総合福祉団体定期保険に 付帯する特約

- ヒューマン・ヴァリュー特約
- 災害総合保障特約
- 年金払特約

団体信用生命保険に 付帯する特約

- 障害特約

業績・データ編

1. 会社の概況および組織

| | |
|-----------|----|
| 沿革 | 20 |
| 営業体制 | 20 |
| 当社の機構 | 21 |
| 店舗所在地一覧 | 21 |
| 資本金の推移 | 22 |
| 株式の総数 | 22 |
| 株式の状況 | 22 |
| 取締役および監査役 | 23 |
| 従業員の在籍状況 | 24 |
| 平均給与 | 24 |

2. 平成14年度における事業の概況

| | |
|--------------------------|----|
| 平成14年度における事業の概況 | 25 |
| 契約者懇談会開催の概況 | 25 |
| 平成14年度の相談（照会・苦情）の件数 | 25 |
| ご契約者に対する情報提供の実態 | 25 |
| 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法 | 25 |
| 代理店の教育・研修の概略 | 25 |
| 新規商品開発の状況 | 26 |
| 保険商品一覧 | 26 |
| 情報システムに関する状況 | 26 |

3. 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

4. 財産の状況

| | |
|-------------------------------------|----|
| 貸借対照表 | 28 |
| 損益計算書 | 29 |
| キャッシュ・フロー計算書 | 30 |
| 利益処分に関する書面 | 31 |
| 債務者区分による債権の状況 | 32 |
| リスク管理債権の状況 | 33 |
| 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率） | 33 |
| 有価証券等の時価情報（会社計） | 34 |
| 金銭の信託の時価情報 | 35 |
| デリバティブ取引の時価情報 （ヘッジ会計適用・非適用分の合算値） | 35 |
| 経常利益等の明細（基礎利益） | 36 |
| 商法特例法による会計監査人の監査 | 36 |

5. 業務の状況を示す指標

| | |
|----------------------------------|----|
| ◆主要な業務の状況を示す指標 | |
| 決算業績の概況 | 37 |
| 保有契約高および新契約高 | 37 |
| 保障機能別保有契約高 | 38 |
| 個人保険および個人年金保険契約種類別 保有契約高（年度末） | 39 |
| 契約者配当の状況 | 39 |
| ◆保険契約に関する指標 | |
| 保有契約増加率 | 40 |
| 新契約平均保険金および保有契約平均保険金 （個人保険） | 40 |
| 新契約率（対年度始） | 40 |
| 解約失効率（対年度始） | 40 |
| 個人保険新契約平均保険料（月払契約） | 41 |
| 死亡率（個人保険主契約） | 41 |
| 特約発生率（個人保険） | 41 |
| 事業費率（対収入保険料） | 41 |

◆経理に関する指標

| | |
|--|----|
| 支払備金明細表 | 42 |
| 責任準備金明細表 | 42 |
| 個人保険および個人年金保険の責任準備金の 積立方式、積立率、残高（契約年度別） | 43 |
| 契約者配当準備金明細表 | 43 |
| 引当金明細表 | 43 |
| 特定海外債権引当勘定の状況 | 44 |
| 資本金等明細表 | 44 |
| 利益準備金および任意積立金明細表 | 44 |
| 保険料明細表 | 44 |
| 保険金明細表 | 44 |
| 年金明細表 | 44 |
| 給付金明細表 | 45 |
| 解約返戻金明細表 | 45 |
| 減価償却費明細表 | 45 |
| 事業費明細表 | 45 |
| 税金明細表 | 46 |
| リース取引 | 46 |

◆資産運用に関する指標

| | |
|-----------------------|----|
| 資産運用の概況 | 47 |
| 運用利回り | 49 |
| 主要資産の平均残高 | 49 |
| 資産運用収益明細表 | 50 |
| 資産運用費用明細表 | 50 |
| 利息及び配当金等収入明細表 | 50 |
| 有価証券売却益明細表 | 51 |
| 有価証券売却損明細表 | 51 |
| 有価証券評価損明細表 | 51 |
| 商品有価証券明細表 | 51 |
| 商品有価証券売却買高 | 51 |
| 有価証券明細表 | 52 |
| 有価証券残存期間別残高 | 52 |
| 保有公社債の期末残高利回り | 53 |
| 業種別株式保有明細表 | 53 |
| 貸付金明細表 | 53 |
| 貸付金残存期間別残高 | 54 |
| 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 | 54 |
| 貸付金業種別内訳 | 54 |
| 貸付金用途別内訳 | 54 |
| 貸付金地域別内訳 | 54 |
| 貸付金担保別内訳 | 54 |
| 不動産及び動産明細表 | 55 |
| 不動産動産等処分益明細表 | 55 |
| 不動産動産等処分損明細表 | 55 |
| 賃貸用不動産等減価償却費明細表 | 55 |
| 海外投融資の状況 | 56 |
| 海外投融資利回り | 57 |
| 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額） | 57 |
| 各種ローン金利 | 57 |
| その他の資産明細表 | 57 |

6. 会社の運営

| | |
|--------------------|----|
| リスク管理の体制 | 58 |
| コンプライアンス（法令等遵守）の体制 | 58 |
| 個人データ保護について | 58 |

7. 特別勘定の状況

8. 保険会社およびその子会社等の状況

付録

| | |
|--------------|----|
| 主な個人向け商品の概略 | 59 |
| 企業・団体向け商品の概略 | 68 |

1. 会社の概況および組織

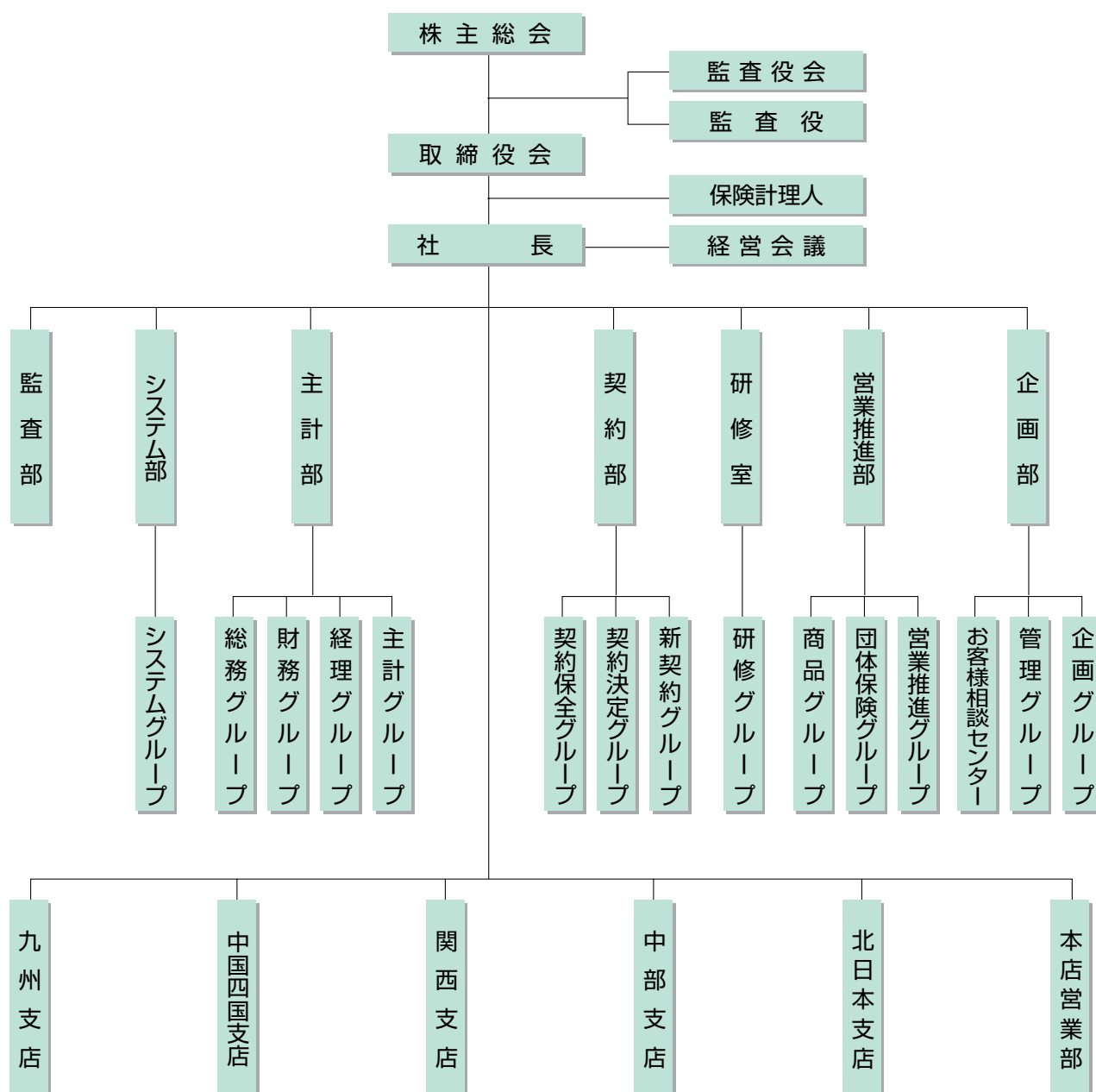
沿革

| 年月日 | 主なできごと |
|--------------------|--|
| 平成 8年(1996年) 8月 8日 | 日動火災海上保険(株)の100%出資で会社設立 |
| 平成 8年(1996年) 8月27日 | 生命保険事業免許を取得 |
| 平成 8年(1996年)10月 1日 | 営業開始 |
| 平成 9年(1997年) 1月 | 「総合福祉団体定期保険」発売 |
| 平成 9年(1997年)10月 | 開業1周年記念商品「特定疾病保障定期保険特約付終身保険」発売 |
| 平成10年(1998年)10月 | 「逡減定期保険特約付終身保険」「収入保障特約付終身保険」発売 |
| 平成11年(1999年) 6月 | 保有契約高(個人保険・個人年金保険・団体保険)1兆円を突破 |
| 平成11年(1999年) 9月 | 保有契約件数(個人保険・個人年金保険)10万件を突破 |
| 平成12年(2000年) 2月 | 「がん保障プラン終身保険」「100歳満期定期保険」発売 |
| 平成12年(2000年) 4月 | 「得々終身」(低解約返戻金型終身保険)発売 |
| 平成12年(2000年)10月 | 「逡増定期保険」発売 |
| 平成13年(2001年) 1月 | 「がん保障プラン」「医療保障プラン」発売 |
| 平成13年(2001年) 4月 | 「ナイスフィットプラン」発売 |
| 平成13年(2001年) 7月 | 日本格付研究所(JCR)から保険金支払能力格付「AA+」を取得 |
| 平成14年(2002年) 3月 | 総資産1,000億円を突破 |
| 平成14年(2002年) 4月 | 日動火災・東京海上社がミレアホールディングスを設立。当社もメンバー企業となる |
| 平成15年(2003年) 3月 | 生損保一体型商品「超保険」を日動火災と共同開発し、発売 |
| 平成15年(2003年) 4月 | 日動火災海上保険株式会社と同じく、株式会社ミレアホールディングスの直接の子会社となる |

営業体制

会社案内編11ページ「営業体制」をご参照下さい。

当社の機構 (平成15年7月1日現在)



店舗所在地一覧

全国をカバーする日動生命の営業網

日動生命の部支店は、日動火災の部支店を地域ごとに担当し、円滑な営業の推進をしております。

所在地

| | | |
|--------|---------------------------|------------------|
| 本店営業部 | 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-3 | TEL 03-5403-1704 |
| 北日本支店 | 〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-1-41 | TEL 022-711-6751 |
| 中部支店 | 〒460-0008 名古屋市中区栄2-2-1 | TEL 052-201-2005 |
| 関西支店 | 〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋2-2-7 | TEL 06-6212-3815 |
| 中国四国支店 | 〒730-0042 広島市中区国泰寺町1-3-22 | TEL 082-245-3751 |
| 九州支店 | 〒812-0027 福岡市博多区下川端町1-1 | TEL 092-271-3416 |

資本金の推移

| 年 月 日 | 増(減)資額 | 増(減)資後資本金 | 摘 要 |
|----------|--------|-----------|------|
| 平成8年8月8日 | － 百万円 | 10,000百万円 | 会社設立 |

(注) 平成8年8月8日当社設立による払込資本金額であります。

株式の総数

| | |
|-------------|-------|
| 発行する株式の総数 | 800千株 |
| 発行済株式の総数 | 200千株 |
| 当 期 末 株 主 数 | 1名 |

株式の状況

1 発行済株式の種類等

| 発行済株式 | 種 類 | 摘 要 |
|-------|------|-----|
| | 普通株式 | － |

2 大株主

(平成15年3月31日現在)

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | | 当社大株主への出資状況 | |
|--------------|----------|------|-------------|------|
| | 持株数 | 持株比率 | 持株数 | 持株比率 |
| 日動火災海上保険株式会社 | 200千株 | 100% | 一千株 | —% |

当社におきましては、株主は上記1社のみとなっております。なお、平成15年4月1日付で当社は、株式会社ミレアホールディングスの直接の子会社となっております。

取締役及び監査役

(平成15年6月30日現在)

| 役名及び職名 | 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|----------------------------|--------------------------|---|
| 取締役社長 (代表取締役) | 上岡 哲雄 (昭和23年9月3日生) | 昭和46年 3月 中央大学法学部卒業 昭和42年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 8年 8月 日動生命保険株式会社取締役就任 平成10年 4月 日動火災海上保険株式会社火災新種営業統括部長 平成12年 6月 同社取締役就任 平成14年 6月 同社常務執行役員就任 平成15年 4月 日動生命保険株式会社取締役社長就任 |
| 常務取締役 (契約部長) | 野路 丞一 (昭和19年7月24日生) | 昭和43年 3月 上智大学経済学部卒業 昭和43年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 5年10月 同社首都業務部長 平成10年 4月 日動生命保険株式会社取締役就任 平成14年 6月 同社常務取締役就任 |
| 取締役 (営業推進部長兼 本店営業部長) | 曾根原 康介 (昭和23年12月15日生) | 昭和48年 3月 専修大学商学部卒業 昭和48年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 9年 4月 日動生命保険株式会社企画・営業推進部長 平成12年 6月 日動火災海上保険株式会社商品・業務本部火災新種業務部部长 平成14年 4月 日動生命保険株式会社取締役就任 |
| 監査役 (常勤) | 高橋 信行 (昭和10年1月14日生) | 昭和28年 3月 東京都立第五商業高等学校卒業 昭和28年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 昭和61年 4月 同社経理部部长 平成 2年 6月 日動火災ファイナンス株式会社取締役就任 平成 4年 3月 日動火災海上保険株式会社退社 平成10年 6月 日動火災ファイナンス株式会社取締役退任 平成10年 6月 日動生命保険株式会社監査役就任 |
| 監査役 | 渡邊 宏延 (昭和9年11月6日生) | 昭和33年 3月 埼玉大学文理学部卒業 昭和33年 4月 安田生命保険相互会社入社 平成 元年 7月 同社監査役就任 平成 6年 7月 同社監査役退任 平成 8年 8月 日動生命保険株式会社常務取締役就任 平成14年 6月 同社監査役就任 |
| 監査役 | 長谷川 英樹 (昭和15年11月30日生) | 昭和38年 3月 明治大学法学部卒業 昭和38年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 5年 6月 同社取締役就任 平成10年 6月 同社取締役退任 平成10年 6月 日動火災ファイナンス株式会社常務取締役就任 平成11年 6月 同社取締役社長就任 平成14年 6月 日動生命保険株式会社監査役就任 |

従業員の在籍状況

| 区 分 | 13年度末 | | | 14年度末 | | |
|------|-------|--------|--------|-------|------|--------|
| | 在籍者数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 在籍者数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
| 内勤職員 | 103名 | 43.1歳 | 3.3年 | 110 | 43.7 | 3.7 |
| 男子 | (74) | (47.7) | (3.5) | 79 | 48.5 | 3.8 |
| 女子 | (29) | (31.6) | (2.9) | 31 | 31.5 | 3.5 |
| 総合職 | (75) | (47.6) | (3.5) | 80 | 48.4 | 3.8 |
| 一般職 | (28) | (31.2) | (3.0) | 30 | 31.1 | 3.5 |
| 営業職員 | — | — | — | — | — | — |
| 男子 | — | — | — | — | — | — |
| 女子 | — | — | — | — | — | — |

(注) 1.従業員には、使用人兼務取締役、退職者等を含んでおりません。
2.平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位を切り捨てて第1位まで表示しております。

平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

| 区 分 | 13年度末 | 14年度末 |
|------|-------|-------|
| 内勤職員 | 468 | 480 |

(注) 平均給与月額、平均15年3月の平均給与月額（時間外手当等を含む）であり、賞与を含んでおりません。

平均給与（営業職員）

該当ありません。

2. 平成14年度における事業の概況

平成14年度における事業の概況

会社案内編5ページおよび6ページ「営業の概況」をご参照下さい。

契約者懇談会開催の概況

当社では、現在のところ契約者懇談会を開催しておりません。

平成14年度の相談（照会・苦情）の件数

平成14年度に当社でお受けした相談の件数は、1,339件でした。

ご契約者に対する情報提供の実態

会社案内編13ページ「ご契約者への情報提供の実態と情報提供サービス」をご参照下さい。

商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

会社案内編13～15ページ「ご契約者への情報提供の実態と情報提供サービス」をご参照下さい。

代理店の教育・研修の概略

会社案内編11ページおよび12ページ「営業体制」をご参照下さい。

新規商品開発の状況

(1) 得々終身^{とくとく}（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）（平成12年4月発売）

保険料払込期間中の解約返戻金を「5年ごと利差配当付終身保険」の70%とすることにより、保険料を割安にした終身保険です。保険料払込期間満了後も一生にわたって保障が続きますので、ご契約を長期にご継続いただくお客様のニーズにマッチしています。

保険料払込期間満了後の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」と同水準となりますので、解約返戻金を活用して将来の生活資金を準備することもできます。あわせて、災害・疾病入院特約やがん保障特約をセットすることで、医療保障やがん保障を確保することもできます。

(2) 収入保障付得々終身^{とくとく}（平成12年4月発売）

ご遺族の生活保障と、将来の生活資金を同時に準備することができる商品です。大型保障が必要な働き盛りの間に、ご本人にもしものことがあったときには、一時金（死亡・高度障害保険金）と遺族年金をお支払いします。保険料の払込みは働き盛りの間に終了することができ、その後も得々終身の保障が一生にわたって続きます。

保険料払込期間満了後の解約返戻金は、将来の生活資金として活用することもできます。あわせて、災害・疾病入院特約やがん保障特約をセットすることで、医療保障やがん保障を確保することもできます。

(3) 逡減定期付得々終身^{とくとく}（平成12年4月発売）

ご遺族の生活保障と、将来の生活資金を同時に準備することができる商品です。働き盛りの間の保障額が毎年逡減していきますので、ライフプランにマッチした合理的な保障を確保することができます。保険料の払込みは働き盛りの間に終了することができ、その後も得々終身の保障が一生にわたって続きます。

保険料払込期間満了後の解約返戻金は、将来の生活資金として活用することもできます。あわせて、災害・疾病入院特約やがん保障特約をセットすることで、医療保障やがん保障を確保することもできます。

(4) ナイスフィットプラン（平成13年4月発売）

働き盛りの大型保障を割安な保険料で確保できる商品です。保障を重視した無配当・掛捨ての商品ですので、ライフプランにあわせた合理的な保障を割安な保険料で確保することができます。

もしものときにお支払いする保険金を、一時金と年金でお受け取りいただける「ナイスフィット年金プラン」と、一時金でまとめてお受け取りいただける「ナイスフィット一時金プラン」があります。あわせて、災害・疾病入院特約やがん保障特約をセットすることで、働き盛りの間の医療保障やがん保障を確保することもできます。

(5) 100歳満期定期保険（平成12年2月発売）

保険期間満了年齢を100歳に設定した、経営者の方を対象とする定期保険です。

経営者の方にもしものことがあったときには、お支払いする保険金を事業保障資金や死亡退職金に充てることができます。また、勇退時には、100歳満期定期保険の解約返戻金を退職慰労金にご活用いただくことができます。

保険料は損金処理することができます。

保険商品一覧

会社案内編16ページ～18ページ「保険商品の一覧」をご参照下さい。

また、商品の内容については、59ページ「主な個人向け商品の概略」、68ページ「企業・団体向け商品の概略」をご参照下さい。

情報システムに関する状況

当社では、契約者の皆様へのサービス向上と正確・迅速な業務処理を目的に、汎用大型コンピュータによる情報処理を行っております。

平成8年の開業時に、最新のコンピュータシステムを導入しておりますが、お客様へのより良いサービスを提供するため、たえず最新の技術を取り入れシステムの改善に努めております。

オンラインについては、個人保険・団体定期保険を中心とした業務を日動火災海上保険株式会社のネットワーク網と接続し、保険設計書の作成、契約内容の照会等を行っております。

3. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 経 常 収 益 | 23,222 | 27,464 | 31,969 | 32,219 | 43,933 |
| 経 常 利 益 | 181 | 324 | 871 | 831 | 1,100 |
| 基 礎 利 益 | — | — | 880 | 833 | △489 |
| 当 期 利 益 | 0 | 0 | 436 | 0 | 0 |
| 資 本 金 及び発行済株式の総数 | 10,000 (200千株) | 10,000 (200千株) | 10,000 (200千株) | 10,000 (200千株) | 10,000 (200千株) |
| 総 資 産 | 38,506 | 56,130 | 87,039 | 101,159 | 130,336 |
| うち特別勘定資産 | — | — | — | — | — |
| 責 任 準 備 金 残 高 | 27,635 | 44,980 | 64,389 | 81,641 | 107,955 |
| 貸 付 金 残 高 | 243 | 711 | 1,315 | 1,983 | 2,713 |
| 有 価 証 券 残 高 | 30,205 | 47,603 | 76,322 | 87,153 | 114,050 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 4,730.3% | 3,450.8% | 1,985.9% | 1,867.8% | 2,281.5% |
| 従 業 員 数 | 100名 | 106名 | 106名 | 103名 | 110名 |
| 保 有 契 約 高 | 961,157 | 1,182,748 | 1,366,405 | 1,468,437 | 1,545,567 |
| 団体年金保険保有契約高 | — | — | — | — | — |

(注) 1. ソルベンシー・マージン比率については、平成11年金融監督庁・大蔵省告示第1号及び第9号、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第2号並びに平成13年金融庁告示第19号により、その算出基準が一部変更されています。そのため、平成10年度、平成11年度及び平成12年度の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されています。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

4. 財産の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

| 年 度 科 目 | 平成13年度 (平成14年3月31日現在) | | 平成14年度 (平成15年3月31日現在) | | 年 度 科 目 | 平成13年度 (平成14年3月31日現在) | | 平成14年度 (平成15年3月31日現在) | |
|---------------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|------------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| (資産の部) | | % | | % | (負債の部) | | % | | % |
| 現金及び預貯金 | 8,588 | 8.5 | 10,822 | 8.3 | 保険契約準備金 | 82,760 | 81.8 | 109,261 | 83.8 |
| 預貯金 | 8,588 | | 10,822 | | 支払備金 | 882 | | 1,023 | |
| 有価証券 | 87,153 | 86.2 | 114,050 | 87.5 | 責任準備金 | 81,641 | | 107,955 | |
| 国債 | 20,441 | | 42,595 | | 契約者配当準備金 | 237 | | 282 | |
| 社債 | 57,605 | | 66,921 | | 代理店借 | 226 | 0.2 | 246 | 0.2 |
| 株式 | 7,920 | | 3,303 | | 再保険借 | 24 | 0.0 | 48 | 0.0 |
| 外国証券 | 1,185 | | 1,230 | | その他負債 | 786 | 0.8 | 1,665 | 1.3 |
| その他の証券 | — | | — | | 未払法人税等 | 302 | | 234 | |
| 貸付金 | 1,983 | 2.0 | 2,713 | 2.1 | 未払金 | 10 | | 2 | |
| 保険約款貸付 | 1,983 | | 2,713 | | 未払費用 | 172 | | 845 | |
| 不動産及び動産 | 60 | 0.1 | 45 | 0.0 | 預り金 | 1 | | 2 | |
| 建物 | 9 | | 7 | | 仮受金 | 297 | | 580 | |
| 動産 | 51 | | 37 | | 価格変動準備金 | 76 | 0.1 | 98 | 0.1 |
| 代理店貸 | 19 | 0.0 | 17 | 0.0 | 繰延税金負債 | 2,534 | 2.5 | 2,939 | 2.3 |
| その他資産 | 3,353 | 3.3 | 2,687 | 2.1 | 負債の部合計 | 86,408 | 85.4 | 114,260 | 87.7 |
| 未収金 | 2,048 | | 2,138 | | (資本の部) | | | | |
| 前払費用 | 35 | | 23 | | 資本金 | 10,000 | 9.9 | — | — |
| 未収収益 | 372 | | 442 | | 剰余金 | 0 | 0.0 | — | — |
| 預託金 | 55 | | 52 | | 当期未処分利益 | 0 | | — | |
| 仮払金 | 57 | | 18 | | (当期利益) | (0) | | — | |
| 保険業法第113条繰延資産 | 769 | | — | | 評価差額金 | 4,750 | 4.7 | — | — |
| その他の資産 | 14 | | 11 | | 資本の部合計 | 14,750 | 14.6 | — | — |
| | | | | | 資本金 | — | — | 10,000 | 7.7 |
| | | | | | 利益剰余金 | — | — | 1 | 0.0 |
| | | | | | 当期未処分利益 | — | | 1 | |
| | | | | | (当期利益) | — | | (0) | |
| | | | | | 株式等評価差額金 | — | — | 6,074 | 4.7 |
| | | | | | 資本の部合計 | — | — | 16,075 | 12.3 |
| 資産の部合計 | 101,159 | 100.0 | 130,336 | 100.0 | 負債及び資本の部合計 | 101,159 | 100.0 | 130,336 | 100.0 |

平成14年度における事業の概況

財産の状況

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 年 度 | 平成13年度 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで) | | 平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで) | |
|-------------------------------|-----|---|-------|---|-------|
| | | 金 額 | 百分比 | 金 額 | 百分比 |
| 経 常 収 益 | | 32,219 | 100.0 | 43,933 | 100.0 |
| 保 険 料 等 収 入 | | 30,023 | | 39,842 | |
| 保 険 料 | | 29,951 | | 39,602 | |
| 再 保 険 収 入 | | 72 | | 239 | |
| 資 産 運 用 収 益 | | 2,013 | | 3,672 | |
| 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入 | | 1,572 | | 1,888 | |
| 預 貯 金 利 息 | | 0 | | 1 | |
| 有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金 | | 1,519 | | 1,815 | |
| 貸 付 金 利 息 | | 51 | | 72 | |
| 有 価 証 券 売 却 益 | | 440 | | 1,783 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | | 181 | | 418 | |
| 年 金 特 約 取 扱 受 入 金 | | 0 | | 0 | |
| 保 険 金 据 置 受 入 金 | | 181 | | 418 | |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | | 0 | | 0 | |
| 経 常 費 用 | | 31,387 | 97.4 | 42,833 | 97.5 |
| 保 険 金 等 支 払 金 | | 7,792 | | 9,881 | |
| 保 険 金 | | 1,654 | | 2,039 | |
| 年 金 | | 14 | | 24 | |
| 給 付 金 | | 751 | | 1,128 | |
| 解 約 返 戻 金 | | 4,446 | | 6,190 | |
| そ の 他 返 戻 金 | | 469 | | 62 | |
| 再 保 険 料 | | 455 | | 436 | |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 | | 17,496 | | 26,455 | |
| 支 払 備 金 繰 入 額 | | 244 | | 141 | |
| 責 任 準 備 金 繰 入 額 | | 17,251 | | 26,314 | |
| 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 | | 0 | | 0 | |
| 資 産 運 用 費 用 | | 314 | | 48 | |
| 支 払 利 息 | | 0 | | 4 | |
| 有 価 証 券 売 却 損 | | 192 | | 44 | |
| 有 価 証 券 評 価 損 | | 121 | | — | |
| 事 業 費 用 | | 5,286 | | 5,958 | |
| そ の 他 経 常 費 用 | | 499 | | 489 | |
| 保 険 金 据 置 支 払 金 | | 138 | | 299 | |
| 税 | | 124 | | 163 | |
| 減 価 償 却 費 | | 31 | | 25 | |
| 保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費 | | 192 | | — | |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | | 12 | | 0 | |
| 経 常 利 益 | | 831 | 2.6 | 1,100 | 2.5 |
| 特 別 利 益 | | 0 | 0.0 | — | — |
| 不 動 産 動 産 等 処 分 益 | | 0 | | — | |
| 特 別 損 失 | | 595 | 1.8 | 792 | 1.8 |
| 不 動 産 動 産 等 処 分 損 | | 0 | | 0 | |
| 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 | | 18 | | 22 | |
| 保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費 | | — | | 769 | |
| そ の 他 特 別 損 失 | | 575 | | — | |
| 契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 | | 198 | 0.6 | 264 | 0.6 |
| 契 引 前 当 期 利 益 | | 37 | 0.1 | 43 | 0.1 |
| 法 人 税 及 び 住 民 税 | | 308 | 1.0 | 388 | 0.9 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △271 | △0.8 | △346 | △0.8 |
| 当 期 利 益 | | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 前 期 繰 越 利 益 | | 0 | | 0 | |
| 前 当 期 未 処 分 利 益 | | 0 | | 1 | |

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 年 度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-----------------------------|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで) | (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで) |
| | | 金 額 | 金 額 |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前当期利益 | | 37 | 43 |
| 貸貸用不動産等減価償却費 | | — | — |
| 減価償却費 | | 31 | 25 |
| 支払備金の増加額 | | 244 | 141 |
| 責任準備金の増加額 | | 17,251 | 26,314 |
| 契約者配当準備金積立利息繰入額 | | 0 | 0 |
| 契約者配当準備金繰入額 | | 198 | 264 |
| 貸倒引当金の増加額 | | — | — |
| 退職給付引当金の増加額 | | — | — |
| 価格変動準備金の増加額 | | 18 | 22 |
| 金融先物取引責任準備金の増加額 | | — | — |
| 証券取引責任準備金の増加額 | | — | — |
| 保険業法第112条評価益 | | — | — |
| 利息及び配当金等収入 | | △1,572 | △1,888 |
| 有価証券関係損益 | | △126 | △1,739 |
| 支払利息 | | 0 | 4 |
| 為替差損益 | | — | — |
| 不動産動産関係損益 | | 0 | 0 |
| 商品有価証券の増加額 | | — | — |
| 代理店貸の増加額 | | 8 | 2 |
| 再保険貸の増加額 | | 23 | — |
| その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額 | | 461 | 731 |
| 代理店借の増加額 | | △14 | 19 |
| 再保険借の増加額 | | △12 | 23 |
| その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額 | | △178 | 948 |
| その他 | | — | — |
| 小 計 | | 16,370 | 24,913 |
| 利息及び配当金等の受取額 | | 1,507 | 1,863 |
| 利息の支払額 | | △0 | △4 |
| 契約者配当金の支払額 | | △201 | △219 |
| その他 | | — | — |
| 法人税等の支払額 | | △21 | △457 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 17,654 | 26,095 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 預貯金の純増加額 | | — | — |
| 買入金銭債権の取得による支出 | | — | — |
| 買入金銭債権の売却・償還による収入 | | — | — |
| 金銭の信託の増加による支出 | | — | — |
| 金銭の信託の減少による収入 | | — | — |
| 有価証券の取得による支出 | | △24,069 | △28,647 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | | 5,321 | 5,519 |
| 貸付けによる支出 | | △1,584 | △2,025 |
| 貸付金の回収による収入 | | 916 | 1,295 |
| その他 | | — | — |
| II① 小計 | | △19,416 | △23,856 |
| (I+II①) | | (△1,762) | (2,239) |
| 不動産及び動産の取得による支出 | | △15 | △7 |
| 不動産及び動産の売却による収入 | | 0 | — |
| その他 | | — | 2 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △19,432 | △23,861 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 借入れによる収入 | | — | — |
| 借入金の返済による支出 | | — | — |
| 社債の発行による収入 | | — | — |
| 社債の償還による支出 | | — | — |
| 株式の発行による収入 | | — | — |
| 自己株式の取得による支出 | | — | — |
| 配当金の支払額 | | — | — |
| その他 | | — | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | — | — |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | — | — |
| V 現金及び現金同等物の増加額 | | △1,777 | 2,233 |
| VI 現金及び現金同等物期首残高 | | 10,365 | 8,588 |
| VII 現金及び現金同等物期末残高 | | 8,588 | 10,822 |

利益処分に関する書面

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|---------|---------|------------|------------|
| | 株主総会年月日 | 平成14年6月27日 | 平成15年6月30日 |
| 当期末処分利益 | | 552 | 1,121 |
| 次期繰越利益 | | 552 | 1,121 |

重要な会計方針

| 平成13年度 | 平成14年度 |
|---|--|
| <p>1.有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりとしております。 (1)満期保有目的の債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 (2)その他有価証券の評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価は移動平均法に基づいて算定しております。</p> <p>2.不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3.引当金の計上基準 価格変動準備金 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>4.消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費、その他運用費用等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>5.責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チャメル式により計算しております。 なお、上記の方法により計算された金額のほか、1,949百万円を計上しております。</p> <p>6.保険業法第113条繰延資産の償却方法 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。</p> <p>7.税効果会計の適用 繰延税金資産の総額は427百万円、繰延税金負債の総額は2,962百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金54百万円、ソフトウェア302百万円であります。繰延税金負債の発生は、保険業法第113条繰延資産267百万円、有価証券評価差額2,694百万円であります。 当期における法定実効税率は36.19%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主な差異は、交際費等の永久に損金に算入されないもの33.99%、住民税均等割28.68%であります。</p> | <p>1.有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりとしております。 (1)満期保有目的の債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 (2)その他有価証券の評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価は移動平均法に基づいて算定しております。</p> <p>2.不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3.引当金の計上基準 価格変動準備金 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>4.消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費、その他運用費用等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>5.責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チャメル式により計算しております。 なお、上記の方法により計算された金額のほか、2,570百万円を計上しております。</p> <p>6.保険業法第113条繰延資産の償却方法 保険業法第113条繰延資産の償却は従来定款の規定により算出した額を計上してはいたしましたが、平成15年10月1日に合併し被合併会社となることから資産としての繰延効果を考慮し、当期においてこれを一括償却いたしました。</p> <p>7.税効果会計の適用 繰延税金資産の総額は505百万円、繰延税金負債の総額は3,445百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、ソフトウェア243百万円、保険契約準備金142百万円であります。繰延税金負債の発生は、有価証券評価差額3,445百万円あります。 当期における法定実効税率は36.19%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主な差異は、交際費等の永久に損金に算入されないもの36.55%、住民税均等割25.79%であります。</p> |

(表示方法の変更)

| 平成13年度 | 平成14年度 |
|--------|---|
| | <p>保険業法施行規則別紙様式が、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年4月24日内閣府令第53号)により改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1)前年度において資本の部は「資本金」及び「剰余金」として区分掲記しておりましたが、当年度からは「資本金」及び「利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)前年度において区分掲記していた「評価差額金」は、当年度からは「株主等評価差額金」として表示しております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 平成13年度 (平成14年3月31日現在) | 平成14年度 (平成15年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--------|--------------|--------|----------|------|-------------|--------|---------|--------|---|---------|--------|--------------|--------|----------|------|-------------|--------|---------|--------|
| <p>1.不動産及び動産の減価償却累計額は116百万円であります。</p> <p>2.1株当たりの当期利益は、2円15銭であります。</p> <p>3.商法第290条第1項第6号に規定する純資産の額は4,750百万円であります。</p> <p>4.貸借対照表に計上した動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。</p> <p>5.契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>240百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>201百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>198百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>237百万円</td> </tr> </table> <p>6.担保に供されている資産は254百万円あります。</p> <p>7.金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき、保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は56百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>8.保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は196百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> | 前年度末現在高 | 240百万円 | 当年度契約者配当金支払額 | 201百万円 | 利息による増加等 | 0百万円 | 契約者配当準備金繰入額 | 198百万円 | 当年度末現在高 | 237百万円 | <p>1.不動産及び動産の減価償却累計額は135百万円あります。</p> <p>2.1株当たりの当期利益は、2円84銭であります。</p> <p>3.改正前の商法第290条第1項第6号に規定する純資産の額は6,074百万円あります。</p> <p>4.貸借対照表に計上した動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。</p> <p>5.契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>237百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>219百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>264百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>282百万円</td> </tr> </table> <p>6.担保に供されている資産は264百万円あります。</p> <p>7.金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき、保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は55百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>8.保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は250百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> | 前年度末現在高 | 237百万円 | 当年度契約者配当金支払額 | 219百万円 | 利息による増加等 | 0百万円 | 契約者配当準備金繰入額 | 264百万円 | 当年度末現在高 | 282百万円 |
| 前年度末現在高 | 240百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度契約者配当金支払額 | 201百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息による増加等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約者配当準備金繰入額 | 198百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度末現在高 | 237百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度末現在高 | 237百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度契約者配当金支払額 | 219百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息による増加等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約者配当準備金繰入額 | 264百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度末現在高 | 282百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(損益計算書関係)

| 平成13年度 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで) | 平成14年度 (平成14年4月1日から平成15年3月31日まで) |
|---|---|
| <p>1.有価証券売却益の内訳は、株式等272百万円、国債等債券168百万円あります。</p> <p>有価証券売却損の内訳は、株式等179百万円、国債等債券13百万円あります。</p> <p>有価証券評価損は、国債等債券121百万円あります。</p> <p>2.その他特別損失は、自社利用のソフトウェアにつき利用価値を考慮し評価減したものであります。</p> | <p>有価証券売却益の内訳は、株式等1,616百万円、国債等債券167百万円あります。</p> <p>有価証券売却損は、株式等44百万円あります。</p> |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 平成13年度 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで) | 平成14年度 (平成14年4月1日から平成15年3月31日まで) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|----------|------|-----------|--------------|------------|-----------|----------|--|---------|-----------|------|------------|--------------|-------------|-----------|-----------|
| <p>1.現金及び現金同等物の期末残高と、貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>8,588百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>87,153百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td>△87,153百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>8,588百万円</td> </tr> </table> <p>2.重要な非資金取引の内容 該当ありません。</p> <p>3.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。</p> | 現金及び預貯金 | 8,588百万円 | 有価証券 | 87,153百万円 | 現金同等物以外の有価証券 | △87,153百万円 | 現金及び現金同等物 | 8,588百万円 | <p>1.現金及び現金同等物の期末残高と、貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>10,822百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>114,050百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td>△114,050百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>10,822百万円</td> </tr> </table> <p>2.重要な非資金取引の内容 該当ありません。</p> <p>3.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。</p> | 現金及び預貯金 | 10,822百万円 | 有価証券 | 114,050百万円 | 現金同等物以外の有価証券 | △114,050百万円 | 現金及び現金同等物 | 10,822百万円 |
| 現金及び預貯金 | 8,588百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 87,153百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金同等物以外の有価証券 | △87,153百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 8,588百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び預貯金 | 10,822百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 114,050百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金同等物以外の有価証券 | △114,050百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 10,822百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|-------------------|---------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | — | — |
| 危険債権 | — | — |
| 要管理債権 | — | — |
| 小計 | — | — |
| (対 合 計 比) | (—) | (—) |
| 正 常 債 権 | 2,002 | 2,741 |
| 合 計 | 2,002 | 2,741 |

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

リスク管理債権の状況

該当ありません。

保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

| 項 目 | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|--|----------|----------|
| ソルベンシー・マージン総額 (A) | 20,725 | 25,101 |
| 資本の部合計 | 9,231 | 10,001 |
| 価格変動準備金 | 76 | 98 |
| 危険準備金 | 1,196 | 1,296 |
| 一般貸倒引当金 | — | — |
| その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%) | 6,700 | 8,568 |
| 土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%) | — | — |
| 負債性資本調達手段等 | — | — |
| 控除項目 | — | — |
| その他 | 3,522 | 5,136 |
| リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2}+R_4$ (B) | 2,219 | 2,200 |
| 保険リスク相当額 R_1 | 1,020 | 1,065 |
| 予定利率リスク相当額 R_2 | 111 | 124 |
| 資産運用リスク相当額 R_3 | 1,793 | 1,733 |
| 経営管理リスク相当額 R_4 | 58 | 58 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 1,867.8% | 2,281.5% |

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

2. 「資本の部合計」は、貸借対照表の「資本の部合計」から保険業法第113条繰延資産及び評価差額金を控除した額を記載しております。

(参考) 実質純資産額

（単位：百万円）

| 項 目 | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|------------------------------------|---------|---------|
| 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1) | 101,235 | 133,290 |
| 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計上した金額 (2) | 79,013 | 104,385 |
| 実質純資産額 (1) - (2) | 22,222 | 28,904 |

(注) 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に基づいて算出しております。

有価証券等の時価情報（会社計）

有価証券の時価情報

売買目的有価証券の評価損益

売買目的有価証券は保有しておりません。

有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成13年度末 | | | | | 平成14年度末 | | | | |
|------------|---------|--------|-------|-------|-----|---------|---------|--------|--------|-----|
| | 帳簿価額 | 時 価 | 差 損 益 | | | 帳簿価額 | 時 価 | 差 損 益 | | |
| | | | うち差益 | うち差損 | | | | うち差益 | うち差損 | |
| 満期保有目的の債券 | 9,307 | 9,382 | 75 | 75 | — | 9,896 | 12,850 | 2,953 | 2,953 | — |
| 責任準備金対応債券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 子会社・関連会社株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の有価証券 | 70,401 | 77,845 | 7,444 | 7,971 | 527 | 94,634 | 104,154 | 9,520 | 9,643 | 123 |
| 公 社 債 | 66,913 | 68,739 | 1,826 | 2,260 | 434 | 92,141 | 99,620 | 7,479 | 7,577 | 98 |
| 株 式 | 2,288 | 7,920 | 5,632 | 5,689 | 57 | 1,294 | 3,303 | 2,009 | 2,009 | — |
| 外国証券 | 1,199 | 1,185 | △13 | 21 | 35 | 1,199 | 1,230 | 31 | 56 | 24 |
| 公 社 債 | 1,199 | 1,185 | △13 | 21 | 35 | 1,199 | 1,230 | 31 | 56 | 24 |
| 株 式 等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 79,708 | 87,228 | 7,520 | 8,047 | 527 | 104,530 | 117,004 | 12,474 | 12,597 | 123 |
| 公 社 債 | 76,220 | 78,122 | 1,901 | 2,336 | 434 | 102,037 | 112,470 | 10,433 | 10,531 | 98 |
| 株 式 | 2,288 | 7,920 | 5,632 | 5,689 | 57 | 1,294 | 3,303 | 2,009 | 2,009 | — |
| 外国証券 | 1,199 | 1,185 | △13 | 21 | 35 | 1,199 | 1,230 | 31 | 56 | 24 |
| 公 社 債 | 1,199 | 1,185 | △13 | 21 | 35 | 1,199 | 1,230 | 31 | 56 | 24 |
| 株 式 等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

・平成13年度末および平成14年度末において、時価のない有価証券は保有しておりません。

金銭の信託の時価情報

金銭の信託は実施しておりません。

デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当ありません。

経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

| | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 基礎利益 A | 833 | △489 |
| キャピタル収益 | 440 | 1,783 |
| 金銭の信託運用益 | — | — |
| 売買目的有価証券運用益 | — | — |
| 有価証券売却益 | 440 | 1,783 |
| 金融派生商品収益 | — | — |
| 為替差益 | — | — |
| その他キャピタル収益 | — | — |
| キャピタル費用 | 313 | 44 |
| 金銭の信託運用損 | — | — |
| 売買目的有価証券運用損 | — | — |
| 有価証券売却損 | 192 | 44 |
| 有価証券評価損 | 121 | — |
| 金融派生商品費用 | — | — |
| 為替差損 | — | — |
| その他キャピタル費用 | — | — |
| キャピタル損益 B | 126 | 1,739 |
| キャピタル損益含み基礎利益 A+B | 960 | 1,250 |
| 臨時収益 | — | — |
| 再保険収入 | — | — |
| 危険準備金戻入額 | — | — |
| その他臨時収益 | — | — |
| 臨時費用 | 128 | 150 |
| 再保険料 | — | — |
| 危険準備金繰入額 | 128 | 100 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | — | — |
| 特定海外債権引当勘定繰入額 | — | — |
| 貸付金償却 | — | — |
| その他臨時費用 | — | 50 |
| 臨時損益 C | △128 | △150 |
| 経常利益 A+B+C | 831 | 1,100 |

（注）平成14年度は、責任準備金に5年チルメル式により計算された金額に対して621百万円の追加積立を実施しておりますが、このうち予定積増額を超えた50百万円につき、「その他臨時費用」に記載しております。

商法特例法による会計監査人の監査

「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、第7期事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）の計算書類及び附属明細書について、監査法人青柳会計事務所による監査を受けております。

監査の結果、適法である旨の監査報告書を同監査法人より受領しております。

5. 業務の状況を示す指標

◆主要な業務の状況を示す指標

決算業績の概況

平成14年度の決算業績は、以下のとおりであります。

収益面では、保険料等収入は、39,842百万円、資産運用収益は3,672百万円、経常収益は43,933百万円となりました。費用面では、保険金等支払金は9,881百万円、責任準備金等繰入額は26,455百万円、資産運用費用は48百万円、事業費は5,958百万円、その他経常費用489百万円となり、この結果、経常費用は42,833百万円となりました。経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は1,100百万円となりました。

これに、特別損益項目、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税等を差し引いた後の当期利益は0百万円となりました。

資産につきましては、当期末総資産は130,336百万円、運用資産は127,593百万円となりました。

主な資産は、現金及び預貯金10,822百万円、有価証券114,050百万円、貸付金2,713百万円であります。

保有契約高および新契約高

保有契約高

(単位：千件、億円、%)

| | 平成13年度末 | | | | 平成14年度末 | | | |
|--------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|--------|-------|
| | 件数 | | 金額 | | 件数 | | 金額 | |
| | | 前年度比 | | 前年度比 | | 前年度比 | | 前年度比 |
| 個人保険 | 152 | 110.9 | 12,275 | 108.3 | 163 | 107.4 | 12,952 | 105.5 |
| 個人年金保険 | 5 | 99.3 | 313 | 98.6 | 6 | 116.6 | 352 | 112.2 |
| 団体保険 | — | — | 2,095 | 104.2 | — | — | 2,150 | 102.6 |
| 団体年金保険 | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、億円)

| | 平成13年度 | | | | 平成14年度 | | | |
|--------|--------|-------|----------|---|--------|-------|----------|---|
| | 件数 | 金額 | | | 件数 | 金額 | | |
| | | 新契約 | 転換による純増加 | | | 新契約 | 転換による純増加 | |
| 個人保険 | 29 | 2,396 | 2,396 | — | 27 | 2,225 | 2,225 | — |
| 個人年金保険 | 0 | 28 | 28 | — | 1 | 66 | 66 | — |
| 団体保険 | — | 157 | 157 | — | — | 240 | 240 | — |
| 団体年金保険 | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。

2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(参考) 新契約年換算保険料 (個人保険、個人年金保険)

(単位：億円、%)

| | 平成13年度 | | 平成14年度 | |
|-----------|--------|------|--------|-------|
| | | 前年度比 | | 前年度比 |
| 新契約年換算保険料 | 55 | 78.7 | 61 | 110.3 |

(注) 新契約年換算保険料は、新契約のうち回払契約の第1回保険料を年換算(月払は12倍、半年払は2倍、年払は1倍)したものと、一時払契約の保険料を1/10倍したものを合計したものです。

保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

| 区 分 | | | 保 有 金 額 | |
|---------|-------------|-------------------------------------|------------|------------|
| | | | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 |
| 死 亡 保 障 | 普 通 死 亡 | 個 人 保 険 | 1,218,151 | 1,285,295 |
| | | 個 人 年 金 保 険 | — | — |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | 209,540 | 215,055 |
| | 災 害 死 亡 | 個 人 保 険 | (149,725) | (159,310) |
| | | 個 人 年 金 保 険 | (91) | (91) |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (11,862) | (14,161) |
| | その他の条件付死亡 | 個 人 保 険 | (—) | (—) |
| | | 個 人 年 金 保 険 | (—) | (—) |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (—) | (—) |
| 生 存 保 障 | 満 期・生 存 給 付 | 個 人 保 険 | 9,350 | 9,981 |
| | | 個 人 年 金 保 険 | 31,274 | 34,908 |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | — | — |
| | 年 金 | 個 人 保 険 | (—) | (—) |
| | | 個 人 年 金 保 険 | (3,344) | (3,759) |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (0) | (0) |
| | そ の 他 | 個 人 保 険 | (—) | (—) |
| | | 個 人 年 金 保 険 | (—) | (—) |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (—) | (—) |
| 入 院 保 障 | 災 害 入 院 | 個 人 保 険 | (434) | (441) |
| | | 個 人 年 金 保 険 | (3) | (2) |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (24) | (25) |
| | 疾 病 入 院 | 個 人 保 険 | (433) | (440) |
| | | 個 人 年 金 保 険 | (3) | (2) |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (—) | (—) |
| | その他の条件付入院 | 個 人 保 険 | (512) | (532) |
| | | 個 人 年 金 保 険 | (0) | (0) |
| | | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (—) | (—) |

- (注) 1. () 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障分の合計を表します。

(単位：件)

| 区 分 | | | 保 有 件 数 | |
|---------|-------------------------------------|-----------|-----------|----------|
| | | | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 |
| 障 害 保 障 | 個 人 保 険 | (9,386) | (9,952) | |
| | 個 人 年 金 保 険 | (11) | (11) | |
| | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (21,400) | (21,404) | |
| | そ の 他 共 計 | (30,797) | (31,367) | |
| 手 術 保 障 | 個 人 保 険 | (91,025) | (92,224) | |
| | 個 人 年 金 保 険 | (671) | (619) | |
| | 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 共 計 | (—) | (—) | |
| | そ の 他 共 計 | (91,696) | (92,843) | |

個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高（年度末）

（単位：百万円）

| 区 分 | | 保 有 金 額 | |
|-------------------|-----------------------|------------|------------|
| | | 平成 13 年度 末 | 平成 14 年度 末 |
| 死 亡 保 険 | 終 身 保 険 | 456,094 | 466,807 |
| | 定 期 付 終 身 保 険 | — | — |
| | 定 期 保 険 | 325,870 | 341,720 |
| | そ の 他 共 計 | 1,181,716 | 1,251,396 |
| 生 死 混 合 保 険 | 養 老 保 険 | 29,189 | 27,568 |
| | 定 期 付 養 老 保 険 | — | — |
| | 生 存 給 付 金 付 定 期 保 険 | — | — |
| | そ の 他 共 計 | 45,785 | 43,880 |
| 生 存 保 険 | | — | — |
| 年 金 保 険 | 個 人 年 金 保 険 | 31,395 | 35,234 |
| 災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約 | 災 害 割 増 特 約 | 84,160 | 90,732 |
| | 傷 害 特 約 | 57,935 | 60,642 |
| | 災 害 入 院 特 約 | 437 | 444 |
| | 疾 病 特 約 | 436 | 443 |
| | 成 人 病 特 約 | 1 | 1 |
| | そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約 | 510 | 531 |

（注）1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

契約者配当の状況

①平成14年度決算に基づく契約者配当金例示

平成14年度決算に基づく当社5年ごと利差配当付終身保険について契約者配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了
男性、年払、保険金100万円

| 契約日 | 経過年数 | 継続中の契約 | 死亡契約 |
|-----------|------|--------------|------|
| 平成10年4月1日 | 5年 | (18,351円) 0円 | 0円 |

（注）「継続中の契約」欄は5年ごとの契約応当日を迎えた場合の受領金額を示し、「継続中の契約」の括弧内は保険料を示します。
「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示します。
経過年数とは平成15年4月1日から平成16年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

上記配当金は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差を乗じた額となっております。なお、当該配当金がマイナスとなる場合は0とします。

また、平成15年4月1日から平成16年3月31日の間に5年ごとの契約応当日を迎える契約以外の契約について、平成14年度決算に基づいて配当が確定する契約はありません。

②5年ごと利差配当付個人保険・個人年金保険の配当基準利回り

（単位：％）

| 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | |
|----------|----------|------|
| 2.0 | 一時払 | 1.30 |
| | 平準払 | 1.65 |

◆保険契約に関する指標

保有契約増加率

(単位：%)

| 区 分 | 平成 13 年 度 | 平成 14 年 度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 個 人 保 険 | 8.3 | 5.5 |
| 個 人 年 金 保 険 | △1.4 | 12.2 |
| 団 体 保 険 | 4.2 | 2.6 |
| 団 体 年 金 保 険 | — | — |

新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 13 年 度 | 平成 14 年 度 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 新 契 約 平 均 保 険 金 | 8,031 | 8,103 |
| 保 有 契 約 平 均 保 険 金 | 8,072 | 7,928 |

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

新契約率（対年度始）

(単位：%)

| 区 分 | 平成 13 年 度 | 平成 14 年 度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 個 人 保 険 | 21.1 | 18.1 |
| 個 人 年 金 保 険 | 9.0 | 21.3 |
| 団 体 保 険 | 7.8 | 11.5 |

(注) 転換契約は含みません。

解約失効率（対年度始）

(単位：%)

| 区 分 | 平成 13 年 度 | 平成 14 年 度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 個 人 保 険 | 12.1 | 11.9 |
| 個 人 年 金 保 険 | 10.2 | 9.4 |
| 団 体 保 険 | 1.6 | 1.2 |

個人保険新契約平均保険料（月払契約）

（単位：円）

| 平成13年度 | 平成14年度 |
|--------|--------|
| 14,000 | 14,764 |

（注）転換契約は含みません。

死亡率（個人保険主契約）

（単位：‰）

| 件数率 | | 金額率 | |
|--------|--------|--------|--------|
| 平成13年度 | 平成14年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
| 1.09 | 1.22 | 1.44 | 1.36 |

特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

| 区 分 | | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-------------|----|---------|---------|
| 災害死亡保障契約 | 件数 | 0.177 | 0.273 |
| | 金額 | 0.123 | 0.382 |
| 障害保障契約 | 件数 | 0.333 | 0.207 |
| | 金額 | 0.236 | 0.398 |
| 災害入院保障契約 | 件数 | 4.886 | 5.069 |
| | 金額 | 146.820 | 169.975 |
| 疾病入院保障契約 | 件数 | 26.178 | 27.835 |
| | 金額 | 429.428 | 473.491 |
| 成人病入院保障契約 | 件数 | 2.237 | 8.840 |
| | 金額 | 98.609 | 311.182 |
| 疾病・傷害手術保障契約 | 件数 | 13.670 | 15.476 |
| 成人病手術保障契約 | 件数 | — | — |

事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

| 平成13年度 | 平成14年度 |
|--------|--------|
| 17.6 | 15.0 |

◆経理に関する指標

支払備金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|-----------------|---------------|---------|---------|
| 保 險 金 | 死 亡 保 険 金 | 496 | 515 |
| | 災 害 保 険 金 | 17 | 0 |
| | 高 度 障 害 保 険 金 | 3 | 20 |
| | 満 期 保 険 金 | — | 3 |
| | そ の 他 | — | — |
| | 小 計 | 517 | 538 |
| 年 金 | | 1 | 0 |
| 給 付 金 | | 45 | 120 |
| 解 約 返 戻 金 | | 314 | 360 |
| 保 険 金 据 置 支 払 金 | | 1 | 0 |
| そ の 他 共 計 | | 882 | 1,023 |

責任準備金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 責 任 準 備 金 (除危険準備金) | 個 人 保 険 | 76,013 | 100,333 |
| | 個人年金保険 | 4,418 | 6,312 |
| | 団 体 保 険 | 13 | 12 |
| | 団体年金保険 | — | — |
| | そ の 他 | — | — |
| 小 計 | | 80,444 | 106,658 |
| 危 険 準 備 金 | | 1,196 | 1,296 |
| 合 計 | | 81,641 | 107,955 |

個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

| | | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|---------------|--------------|---------|---------|
| 積立方式 | 標準責任準備金対象契約 | 5年チルメル式 | 5年チルメル式 |
| | 標準責任準備金対象外契約 | 5年チルメル式 | 5年チルメル式 |
| 積立率(危険準備金を除く) | | 93.7% | 96.2% |

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでおりません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しております。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

| 契約年度 | 責任準備金残高 | 予定利率 |
|---------------|---------|-------------|
| 1996年度～2000年度 | 79,936 | 1.65%～3.10% |
| 2001年度 | 8,947 | 1.40%～1.50% |
| 2002年度 | 15,192 | 1.40%～1.50% |

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しております。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しております。

契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

| 区分 | | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 | 合計 |
|--------|------------|-------|--------|------|--------|----------------|--------|-------|
| 平成13年度 | 前年度末現在 | 40 | 14 | 185 | — | — | — | 240 |
| | 利息による増加 | 0 | 0 | — | — | — | — | 0 |
| | 配当金支払による減少 | 2 | 1 | 198 | — | — | — | 201 |
| | 当年度繰入額 | △16 | △7 | 221 | — | — | — | 198 |
| | 当年度末現在 | 21 | 6 | 209 | — | — | — | 237 |
| | | (11) | (3) | (—) | (—) | (—) | (—) | (15) |
| 平成14年度 | 前年度末現在 | 21 | 6 | 209 | — | — | — | 237 |
| | 利息による増加 | 0 | 0 | — | — | — | — | 0 |
| | 配当金支払による減少 | 1 | 0 | 217 | — | — | — | 219 |
| | 当年度繰入額 | △3 | △1 | 269 | — | — | — | 264 |
| | 当年度末現在 | 17 | 3 | 261 | — | — | — | 282 |
| | | (11) | (3) | (—) | (—) | (—) | (—) | (15) |

(注) ()内はうち積立配当金額です。

引当金明細表

(単位：百万円)

| | 前期末 残高 | 当期末 残高 | 当期増減 (△)額 | 計上の理由及び 算定方法 |
|---------|-----------|-----------|--------------|-----------------|
| 価格変動準備金 | 76 | 98 | 22 | |

特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

資本金等明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 摘 要 |
|---------|----------------|----------------------|-----------|----------------------|-----|
| 資 本 金 | 10,000 | — | — | 10,000 | |
| うち既発行株式 | 普通株式 10,000 | (—株) | (—株) | (200,000株) 10,000 | |
| | 計 | (200,000株) 10,000 | (—株) — | (200,000株) 10,000 | |

(注) 資本剰余金については該当ありません。

利益準備金及び任意積立金明細表

該当ありません。

保険料明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 個 人 保 険 | 27,697 | 36,583 |
| (うち一時払) | (4,819) | (10,674) |
| (うち年払) | (3,284) | (4,990) |
| (うち半年払) | (63) | (66) |
| (うち月払) | (19,528) | (20,852) |
| 個 人 年 金 保 険 | 1,401 | 2,156 |
| (うち一時払) | (—) | (—) |
| (うち年払) | (383) | (1,120) |
| (うち半年払) | (9) | (9) |
| (うち月払) | (1,008) | (1,026) |
| 団 体 保 険 | 852 | 862 |
| 団 体 年 金 保 険 | — | — |
| そ の 他 共 計 | 29,951 | 39,602 |

保険金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 | 平成14年度 合 計 | 平成13年度 合 計 |
|---------|-------|--------|------|--------|----------------|--------|---------------|---------------|
| 死亡保険金 | 1,325 | — | 393 | — | — | — | 1,718 | 1,514 |
| 災害保険金 | 71 | — | 2 | — | — | — | 73 | 2 |
| 高度障害保険金 | 76 | — | 43 | — | — | — | 119 | 104 |
| 満期保険金 | 127 | — | — | — | — | — | 127 | 33 |
| そ の 他 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 1,600 | — | 439 | — | — | — | 2,039 | 1,654 |

年金明細表

(単位：百万円)

| 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 | 平成14年度 合 計 | 平成13年度 合 計 |
|------|--------|------|--------|----------------|--------|---------------|---------------|
| 8 | 16 | 0 | — | — | — | 24 | 14 |

給付金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 | 平成14年度 合 計 | 平成13年度 合 計 |
|-------|-------|--------|------|--------|----------------|--------|---------------|---------------|
| 死亡給付金 | — | 7 | — | — | — | — | 7 | 7 |
| 入院給付金 | 369 | 1 | 2 | — | — | — | 373 | 306 |
| 手術給付金 | 148 | 0 | — | — | — | — | 149 | 113 |
| 障害給付金 | 23 | — | 3 | — | — | — | 27 | 14 |
| 生存給付金 | 455 | 0 | — | — | — | — | 456 | 233 |
| そ の 他 | 105 | 9 | — | — | — | — | 114 | 75 |
| 合 計 | 1,102 | 20 | 5 | — | — | — | 1,128 | 751 |

解約返戻金明細表

(単位：百万円)

| 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 | 平成14年度 合 計 | 平成13年度 合 計 |
|-------|--------|------|--------|----------------|--------|---------------|---------------|
| 5,823 | 366 | — | — | — | — | 6,190 | 4,446 |

減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 取得原価 | 当期償却額 | 償却累計額 | 当期末残高 | 償却累計率 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 建 物 | 18 | 1 | 11 | 7 | 59.8 |
| 動 産 | 162 | 21 | 124 | 37 | 76.7 |
| そ の 他 | 13 | 2 | 6 | 7 | 47.1 |
| 合 計 | 194 | 25 | 142 | 52 | 73.1 |

事業費明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-----------|--------|--------|
| 営 業 活 動 費 | 2,577 | 2,477 |
| 営 業 管 理 費 | 24 | 32 |
| 一 般 管 理 費 | 2,683 | 3,448 |
| 合 計 | 5,286 | 5,958 |

税金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|---------------|--------|--------|
| 国 税 | 25 | 32 |
| 消 費 税 | 14 | 12 |
| 印 紙 税 | 11 | 11 |
| 登 録 免 許 税 | 0 | 0 |
| そ の 他 の 国 税 | — | 7 |
| 地 方 税 | 98 | 131 |
| 地 方 消 費 税 | 1 | 2 |
| 法 人 住 民 税 | — | — |
| 法 人 事 業 税 | 94 | 126 |
| 固 定 資 産 税 | 1 | 0 |
| 事 業 所 税 | 0 | 0 |
| そ の 他 の 地 方 税 | — | 0 |
| 合 計 | 124 | 163 |

リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度末 | | | 平成14年度末 | | |
|---------------------|---------|-----|----|---------|-----|----|
| | 動産 | その他 | 合計 | 動産 | その他 | 合計 |
| 取 得 価 額 相 当 額 | 68 | — | 68 | — | — | — |
| 減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 | 68 | — | 68 | — | — | — |
| 期 末 残 高 相 当 額 | — | — | — | — | — | — |

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | | | 平成14年度 | | |
|---------------|--------|-----|----|--------|-----|----|
| | 1年以内 | 1年超 | 合計 | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
| 未 経 過 リ ー ス 料 | — | — | — | — | — | — |
| 期 末 残 高 相 当 額 | — | — | — | — | — | — |

支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 支 払 リ ー ス 料 | 6 | — |
| 減 価 償 却 費 相 当 額 | 6 | — |

減価償却費相当額の算定方法

| | |
|---------------|------------|
| 減価償却費相当額の算定方法 | 定額法によっている。 |
|---------------|------------|

(注) 利息相当額を控除しない方法を採用しております。

◆資産運用に関する指標

資産運用の概況

①平成14年度の資産の運用概況

イ.運用環境

平成14年度のわが国経済は、前半は米国及びアジア向けの輸出が堅調に推移し、国内の生産活動にも持ち直しの動きが見られました。ただ、年度の後半には、米国経済に先行き不透明感が浮上し、米国の株安につれ日本の株価も下落するなど景気への期待感が後退しました。これを受けて、個人消費、設備投資ともマインドが悪化し回復のテンポは鈍化しました。また、年度末にかけてイラク情勢の緊迫化などもあり、景気の停滞感が強まりました。

こうしたなか、株式市場は、前年度末に実施された空売り規制の強化等を背景に4、5月は堅調に推移しましたが、その後は国内外に先行きの不安感が広がると、市場の環境は一段と悪化し、地合いが好転しないまま終了しました。

債券市場は、期初こそ利回りが一時的に上昇しましたが、民間の資金需要が盛り上がらないことなどから、国債中心の債券への投資意欲が旺盛なまま推移しました。その後、日銀の銀行保有株式の取得や10年国債入札の未達などの場面では売られる局面もありましたが、それも長続きせず、金利は一段と低下しました。

ロ.当社の運用方針

当社では、資産の安全性を優先し、国内公社債等を中心とした円建資産へ重点的に資金を配分しております。また、短期的な相場変動にとらわれず、銘柄の信用リスクや流動性を考慮した運用スタンスで、長期的に安定収益を確保することに努めております。

ハ.運用実績の概況

平成14年度の一般勘定資産は、前期末の1,011億円に対して、291億円増加の1,303億円となりました。また、運用収支は、3,624百万円となりました。

②ポートフォリオの推移

イ.資産の構成

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成13年度末 | | 平成14年度末 | |
|-------------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 現預金・コールローン | 8,588 | 8.5 | 10,822 | 8.3 |
| 買現先勘定 | — | — | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — |
| 商品有価証券 | — | — | — | — |
| 金銭の信託 | — | — | — | — |
| 有価証券 | 87,153 | 86.2 | 114,050 | 87.5 |
| 公社債 | 78,047 | 77.2 | 109,516 | 84.0 |
| 株式 | 7,920 | 7.8 | 3,303 | 2.5 |
| 外国証券 | 1,185 | 1.2 | 1,230 | 0.9 |
| 公社債 | 1,185 | 1.2 | 1,230 | 0.9 |
| 株式等 | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — |
| 貸付金 | 1,983 | 2.0 | 2,713 | 2.1 |
| 保険約款貸付 | 1,983 | 2.0 | 2,713 | 2.1 |
| 一般貸付 | — | — | — | — |
| 不動産 | 9 | 0.0 | 7 | 0.0 |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — |
| その他 | 3,425 | 3.4 | 2,742 | 2.1 |
| 貸倒引当金 | — | — | — | — |
| 合 計 | 101,159 | 100.0 | 130,336 | 100.0 |
| うち外貨建資産 | — | — | — | — |

ロ.資産の増減

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-------------|--------|--------|
| 現預金・コールローン | 3,040 | 2,233 |
| 買現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — |
| 商品有価証券 | — | — |
| 金銭の信託 | — | — |
| 有価証券 | 10,830 | 26,897 |
| 公社債 | 17,525 | 31,469 |
| 株式 | △1,738 | △4,617 |
| 外国証券 | 163 | 45 |
| 公社債 | 163 | 45 |
| 株式等 | — | — |
| その他の証券 | △5,120 | — |
| 貸付金 | 668 | 729 |
| 保険約款貸付 | 668 | 729 |
| 一般貸付 | — | — |
| 不動産 | △2 | △1 |
| 繰延税金資産 | — | — |
| その他 | △416 | △682 |
| 貸倒引当金 | — | — |
| 合 計 | 14,120 | 29,176 |
| うち外貨建資産 | — | — |

運用利回り

(単位：%)

| 区 分 | 平成 13 年 度 | 平成 14 年 度 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 現 預 金・コ ー ル ロ ー ン | 0.02 | 0.01 |
| 買 現 先 勘 定 | — | — |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 | — | — |
| 買 入 金 銭 債 権 | — | — |
| 商 品 有 価 証 券 | — | — |
| 金 銭 の 信 託 | — | — |
| 公 社 債 | 2.12 | 2.21 |
| 株 式 | 17.87 | 78.39 |
| 外 国 証 券 | 2.62 | 2.59 |
| 貸 付 金 | 3.17 | 3.11 |
| うち一般貸付 | — | — |
| 不 動 産 | — | — |
| 一 般 勘 定 計 | 2.02 | 3.47 |

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

主要資産の平均残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 13 年 度 | 平成 14 年 度 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 現 預 金・コ ー ル ロ ー ン | 4,972 | 12,004 |
| 買 現 先 勘 定 | — | — |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 | — | — |
| 買 入 金 銭 債 権 | — | — |
| 商 品 有 価 証 券 | — | — |
| 金 銭 の 信 託 | — | — |
| 公 社 債 | 68,278 | 84,353 |
| 株 式 | 1,991 | 2,118 |
| 外 国 証 券 | 1,165 | 1,199 |
| 貸 付 金 | 1,638 | 2,335 |
| うち一般貸付 | — | — |
| 不 動 産 | 11 | 9 |
| 一 般 勘 定 計 | 84,298 | 104,304 |
| うち海外投融資 | 1,165 | 1,199 |

資産運用収益明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-------------|--------|--------|
| 利息及び配当金等収入 | 1,572 | 1,888 |
| 商品有価証券運用益 | — | — |
| 金銭の信託運用益 | — | — |
| 売買目的有価証券運用益 | — | — |
| 有価証券売却益 | 440 | 1,783 |
| 有価証券償還益 | — | — |
| 金融派生商品収益 | — | — |
| 為替差益 | — | — |
| その他運用収益 | — | — |
| 合 計 | 2,013 | 3,672 |

資産運用費用明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|--------------|--------|--------|
| 支 払 利 息 | 0 | 4 |
| 商品有価証券運用損 | — | — |
| 金銭の信託運用損 | — | — |
| 売買目的有価証券運用損 | — | — |
| 有価証券売却損 | 192 | 44 |
| 有価証券評価損 | 121 | — |
| 有価証券償還損 | — | — |
| 金融派生商品費用 | — | — |
| 為替差損 | — | — |
| 貸倒引当金繰入額 | — | — |
| 貸付金償却 | — | — |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | — | — |
| その他運用費用 | — | — |
| 合 計 | 314 | 48 |

利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|------------|--------|--------|
| 預貯金利息 | 0 | 1 |
| 有価証券利息・配当金 | 1,519 | 1,815 |
| 公社債利息 | 1,400 | 1,695 |
| 株式配当金 | 83 | 88 |
| 外国証券利息配当金 | 30 | 31 |
| 貸付金利息 | 51 | 72 |
| 不動産賃貸料 | — | — |
| その他共計 | 1,572 | 1,888 |

有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|---------|--------|--------|
| 国債等債券 | 168 | 167 |
| 株 式 等 | 272 | 1,616 |
| 外 国 証 券 | — | — |
| その他共計 | 440 | 1,783 |

有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|---------|--------|--------|
| 国債等債券 | 13 | — |
| 株 式 等 | 179 | 44 |
| 外 国 証 券 | — | — |
| その他共計 | 192 | 44 |

有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|---------|--------|--------|
| 国債等債券 | 121 | — |
| 株 式 等 | — | — |
| 外 国 証 券 | — | — |
| その他共計 | 121 | — |

商品有価証券明細表

該当ありません。

商品有価証券売買高

該当ありません。

有価証券明細表

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成13年度末 | | 平成14年度末 | |
|----------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 国債 | 20,441 | 23.5 | 42,595 | 37.3 |
| 地方債 | — | — | — | — |
| 社債 | 57,605 | 66.1 | 66,921 | 58.7 |
| うち公社・公団債 | — | — | — | — |
| 株式 | 7,920 | 9.1 | 3,303 | 2.9 |
| 外国証券 | 1,185 | 1.4 | 1,230 | 1.1 |
| 公社債 | 1,185 | 1.4 | 1,230 | 1.1 |
| 株式等 | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — |
| 合計 | 87,153 | 100.0 | 114,050 | 100.0 |

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度末 | | | | | | |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------------|--------|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 (期間の定めのないものを含む) | 合計 |
| 国債 | — | — | 307 | — | 4,615 | 15,518 | 20,441 |
| 地方債 | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 99 | 2,945 | 3,614 | 11,380 | 25,866 | 13,698 | 57,605 |
| 株式 | | | | | | 7,920 | 7,920 |
| 外国証券 | — | — | — | — | 813 | 371 | 1,185 |
| 公社債 | — | — | — | — | 813 | 371 | 1,185 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 99 | 2,945 | 3,922 | 11,380 | 31,295 | 37,509 | 87,153 |

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成14年度末 | | | | | | |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------------|---------|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 (期間の定めのないものを含む) | 合計 |
| 国債 | — | 304 | 2,716 | 7,250 | 11,502 | 20,821 | 42,595 |
| 地方債 | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 1,106 | 4,000 | 7,290 | 17,762 | 22,673 | 14,087 | 66,921 |
| 株式 | | | | | | 3,303 | 3,303 |
| 外国証券 | — | — | — | — | 855 | 375 | 1,230 |
| 公社債 | — | — | — | — | 855 | 375 | 1,230 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 1,106 | 4,305 | 10,006 | 25,013 | 35,031 | 38,587 | 114,050 |

保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

| 区 分 | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|-----------|---------|---------|
| 公 社 債 | 2.12 | 1.91 |
| 外 国 公 社 債 | 2.59 | 2.51 |

業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

| 区 分 | | 平成13年度末 | | 平成14年度末 | |
|-------------|-----------|---------|-------|---------|-------|
| | | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 |
| 製 造 業 | 電 気 機 器 | 1,869 | 23.6 | 1,168 | 35.4 |
| | 輸 送 用 機 器 | 4,197 | 53.0 | 922 | 27.9 |
| | そ の 他 製 品 | 1,520 | 19.2 | 1,213 | 36.7 |
| 金 融 ・ 保 険 業 | 保 険 業 | 333 | 4.2 | — | — |
| 合 計 | | 7,920 | 100.0 | 3,303 | 100.0 |

貸付金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度末残高 | 平成14年度末残高 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 保 険 約 款 貸 付 | 1,983 | 2,713 |
| 契 約 者 貸 付 | 1,325 | 1,817 |
| 保 険 料 振 替 貸 付 | 658 | 895 |
| 一 般 貸 付 | — | — |
| (うち非居住者貸付) | (—) | (—) |
| 企 業 貸 付 | — | — |
| (うち国内企業向け) | (—) | (—) |
| 国・国際機関・政府関係機関貸付 | — | — |
| 公共団体・公企業貸付 | — | — |
| 住 宅 口 ー ン | — | — |
| 消 費 者 口 ー ン | — | — |
| そ の 他 | — | — |
| 合 計 | 1,983 | 2,713 |

貸付金残存期間別残高

該当ありません。

国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

貸付金業種別内訳

該当ありません。

貸付金使途別内訳

該当ありません。

貸付金地域別内訳

該当ありません。

貸付金担保別内訳

該当ありません。

不動産及び動産明細表

不動産及び動産の明細

(単位：百万円、%)

| | 区 分 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 償却累計額 | 償却累計率 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成13年度 | 土地 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建物 | 11 | — | — | 2 | 9 | 9 | 50.4 |
| | 動産 | 61 | 15 | 0 | 24 | 51 | 107 | 67.5 |
| | 建設仮勘定 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 合計 | 72 | 15 | 0 | 26 | 60 | 116 | 65.7 |
| 平成14年度 | 土地 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建物 | 9 | 0 | — | 1 | 7 | 11 | 59.8 |
| | 動産 | 51 | 7 | 0 | 21 | 37 | 124 | 76.7 |
| | 建設仮勘定 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 合計 | 60 | 7 | 0 | 22 | 45 | 135 | 75.0 |

不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度末 | 平成14年度末 |
|----------|---------|---------|
| 不動産残高 | 9 | 7 |
| 営業用 | 9 | 7 |
| 賃貸用 | — | — |
| 賃貸用ビル保有数 | — 棟 | — 棟 |

不動産動産等処分益明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-----|--------|--------|
| 不動産 | — | — |
| 動産 | 0 | — |
| その他 | — | — |
| 合計 | 0 | — |

不動産動産等処分損明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|-----|--------|--------|
| 不動産 | — | — |
| 動産 | 0 | 0 |
| その他 | — | — |
| 合計 | 0 | 0 |

賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

海外投融資の状況

①資産別明細

イ.外貨建資産

該当ありません。

ロ.円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ.円貨建資産

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成13年度末 | | 平成14年度末 | |
|---------------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 非居住者貸付 | — | — | — | — |
| 公社債(円建外債)・その他 | 1,185 | 100.0 | 1,230 | 100.0 |
| 円貨建資産計 | 1,185 | 100.0 | 1,230 | 100.0 |

二.合計

(単位：百万円)

| | | | | |
|-------|-------|--------|-------|--------|
| 海外投融資 | 1,185 | 100.0% | 1,230 | 100.0% |
|-------|-------|--------|-------|--------|

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成13年度末 | | | | | | | | 平成14年度末 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|-------|---------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|-------|
| | 外国証券 | | 公社債 | | 株式等 | | 非居住者貸付 | | 外国証券 | | 公社債 | | 株式等 | | 非居住者貸付 | |
| | 金額 | 占率(%) | 金額 | 占率(%) | 金額 | 占率(%) | 金額 | 占率(%) | 金額 | 占率(%) | 金額 | 占率(%) | 金額 | 占率(%) | 金額 | 占率(%) |
| 北 米 | 618 | 52.2 | 618 | 52.2 | — | — | — | — | 647 | 52.6 | 647 | 52.6 | — | — | — | — |
| ヨーロッパ | 194 | 16.4 | 194 | 16.4 | — | — | — | — | 207 | 16.9 | 207 | 16.9 | — | — | — | — |
| 中南米 | 371 | 31.4 | 371 | 31.4 | — | — | — | — | 375 | 30.5 | 375 | 30.5 | — | — | — | — |
| 合 計 | 1,185 | 100.0 | 1,185 | 100.0 | — | — | — | — | 1,230 | 100.0 | 1,230 | 100.0 | — | — | — | — |

③外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

海外投融資利回り

(単位：%)

| 区 分 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|----------|--------|--------|
| 海外投融資利回り | 2.62 | 2.59 |

公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

各種ローン金利

該当ありません。

その他の資産明細表

(単位：百万円)

| 資産の種類 | 取得原価 | 当期増加額 | 当期減少額 | 減価償却累計額 | 期末残高 | 摘要 |
|-------|------|-------|-------|---------|------|----|
| 電話加入権 | 4 | 0 | — | — | 4 | |
| その他 | 13 | — | — | 6 | 7 | |
| 合計 | 18 | 0 | — | 6 | 11 | |

6. 会社の運営

リスク管理の体制

会社案内編7ページ「リスク管理の体制」をご参照下さい。

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

会社案内編8ページ「コンプライアンス（法令等遵守）の体制」をご参照下さい。

個人データ保護について

会社案内編10ページ「個人データ保護について」をご参照下さい。

7. 特別勘定の状況

該当事項はありません。

8. 保険会社およびその子会社等の状況

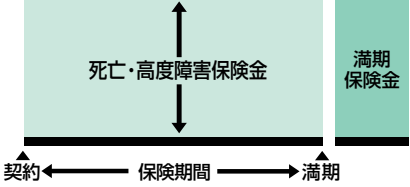
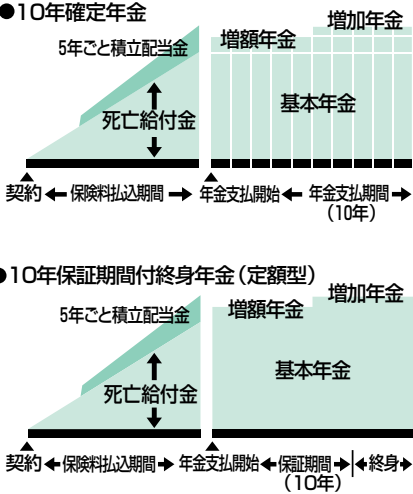
該当事項はありません。

主な個人向け商品の概略

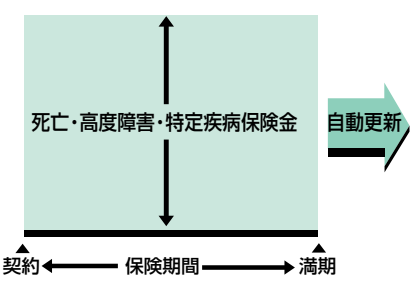
個人向け商品一覧（主契約）

| 名 称 | 特 長 | 仕 組 図 |
|--|--|---|
| 5年ごと利差配当付 終身保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●保険料払込期間満了後も、一生涯にわたって、大きな保障が得られます。 ●より豊かな老後生活に向けて、保険料払込期間満了後に、一生涯の保障から「年金支払」または「介護保障」へと内容を変更することができます。 ●この保険に各種特約をセットすることで、ライフプランにあわせ、さらに充実した保障を用意できます。 ●ご契約の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安となります。 ●保険料のステップ払込方式を適用することにより、ご契約当初10年間または15年間（ステップ期間）にお払込みいただく保険料を少なくし、その後の期間にご契約当初より増額した保険料をお払込みいただくことができます。 | <p>配当金のお支払い 責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、5年ごとに契約者配当金をお支払いします。この配当金は、利息を付けて積み立てられ、ご契約者から請求があった時または保険契約の消滅の時にお支払いします。</p> |
| 終身保険 (無配当) | <ul style="list-style-type: none"> ●この保険の特長は、下記の点を除いて5年ごと利差配当付終身保険と同じです。 ●この保険は、無配当保険ですので契約者配当金はありませんが、同じ保障内容の場合、5年ごと利差配当付終身保険に比べて、保険料が割安になっております。 | |
| とくどく終身 (5年ごと利差配当付) (低解約返戻金型終身保険) | <ul style="list-style-type: none"> ●この保険の特長は、下記の点を除いて5年ごと利差配当付終身保険と同じです。 ●低解約返戻金期間（契約日から保険料払込期間満了日の24時まで）中の解約返戻金は、5年ごと利差配当付終身保険の解約返戻金の70%（低解約返戻金割合）になっていますので、その分保険料が割安になっています。 ●低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は5年ごと利差配当付終身保険と同額になります。 | |

| 名 称 | 特 長 | 仕 組 図 |
|---------------------------|---|---|
| <p>定期保険 (無配当)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●保障を重視した無配当・掛捨て型の保険ですから、割安な保険料で大きな保障が得られます。 ●この保険に各種特約をセットすることで、さらに充実した保障を用意できます。 ●保険期間満了2か月前までに特に継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は、被保険者の健康状態にかかわらず更新前と同一の保険金額・保険期間で自動更新されます。(ただし、更新後の保険料は、更新時の年齢及び保険料率によります。) ●ご契約の保険金額が3,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安となります。 ●保険期間は最長100歳まで選ぶことができ、長期にわたって充実した保障が得られます。 | |
| <p>通増定期保険 (無配当)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間中の保険金額は、基本保険金額の5倍を限度として毎年通増し、5倍に達した保険年度以後の保険金額は一定になる経営者向けのプランです。 ●保険金額が、毎年、基本保険金額の10%ずつ通増するⅠ型と、前保険年度の保険金額の5%ずつ通増するⅡ型があります。 ●保険期間満了2か月前までに特に継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間の翌日に定期保険契約に変更して自動更新されます。(ただし、更新後の保険料は、更新時の年齢及び保険料率によります。) ●保険期間中の平均保険金額が3,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安となります。 ●保険期間は最長100歳まで選ぶことができ、長期にわたって充実した保障が得られます。 | |
| <p>5年ごと利差配当付 養老保険</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間中の死亡・高度障害の時には死亡・高度障害保険金が支払われ、無事に満期を迎えられたときには満期保険金が支払われます。 ●保障と資金準備を目的とした保険ですから、老後資金やお子さまの教育・独立資金づくりに役立てることができます。 ●この保険に各種特約をセットすることで、ライフプランにあわせ、さらに充実した保障を用意できます。 ●保険期間満了2か月前までに特に継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は、被保険者の健康状態にかかわらず更新前と同一の保険金額・保険期間で自動更新されます。(ただし、更新後の保険料は、更新時の年齢及び保険料率によります。) ●ご契約の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安となります。 | <p>配当金のお支払い 責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、5年ごとに契約者配当金をお支払いします。この配当金は、利息を付けて積み立てられ、ご契約者から請求があった時または保険契約の消滅の時にお支払いします。</p> |

| 名 称 | 特 長 | 仕 組 図 |
|---------------------|---|---|
| 養老保険 (無配当) | <ul style="list-style-type: none"> ●この保険の特長は、下記の点を除いて5年ごと利差配当付養老保険と同じです。 ●この保険は、無配当保険ですので契約者配当金はありませんが、同じ保障内容の場合、5年ごと利差配当付養老保険に比べて、保険料が割安になっております。 |  |
| 5年ごと利差配当付 個人年金保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな老後生活を送るための資金準備を目的とした保険です。 ●年金支払開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されております。 ●年金支払開始日後の一定期間（5年、10年または15年）被保険者が生存されている限り、年金が支払われる確定年金と、被保険者が生存されている限り年金が支払われる10年保証期間付終身年金との、2種類のプランが用意されております。 ●年金の型には、定額型と逓増型があります。ただし、逓増型は10年保証期間付終身年金の場合に限ります。 ●確定年金の年金支払期間（5年、10年または15年）中または10年保証期間付終身年金の保証期間中に死亡された場合は、残りの期間の未払年金の現価をお支払いします。 ●年金支払開始前の万一の死亡の時は、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。 |  <p>●10年確定年金</p> <p>●10年保証期間付終身年金(定額型)</p> <p>配当金のお支払い 5年ごとに支払われる契約者配当金は、年金支払開始日前であれば、利息を付けて積み立てておき、年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。また、年金支払開始日後の契約者配当金は、年金額を定額とする年金保険の買い増しに充当します。</p> |

| 名称 | 特長 | 仕組図 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|------------------|--|------|------|----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| <p>5年ごと利差配当付 こども保険</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●お子さまの進学にあわせて祝金を受け取れますので、お子さまの教育・成長資金の準備に適した保険です。 ①被保険者（お子さま）が、下記の満年齢到達直後の2月1日に生存されているときにお支払いします。 ②被保険者（お子さま）が、18歳の年単位の契約当日に生存されているときに基準祝金額の100%をお支払いします。 ●保険期間中にご契約者（扶養者）が死亡されたり高度障害になられた場合には、満期まで毎年、基準祝金額の50%相当額の養育年金が支払われ、以後の保険料の払込は免除されます。 ●お子さまに万一のことがあったときには、所定の災害死亡保険金・死亡給付金が支払われます。 <table border="1" data-bbox="440 965 1414 1153"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被保険者の満年齢</th> <th colspan="2">契約日における被保険者の契約年齢</th> </tr> <tr> <th>4歳未満</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満 5歳10か月</td> <td>基準祝金額の20%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>満 11歳10か月</td> <td>基準祝金額の30%</td> <td>基準祝金額の30%</td> </tr> <tr> <td>満 14歳10か月</td> <td>基準祝金額の50%</td> <td>基準祝金額の50%</td> </tr> </tbody> </table> | 被保険者の満年齢 | 契約日における被保険者の契約年齢 | | 4歳未満 | 4歳以上 | 満 5歳10か月 | 基準祝金額の20% | — | 満 11歳10か月 | 基準祝金額の30% | 基準祝金額の30% | 満 14歳10か月 | 基準祝金額の50% | 基準祝金額の50% | |
| 被保険者の満年齢 | 契約日における被保険者の契約年齢 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4歳未満 | 4歳以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 満 5歳10か月 | 基準祝金額の20% | — | | | | | | | | | | | | | | |
| 満 11歳10か月 | 基準祝金額の30% | 基準祝金額の30% | | | | | | | | | | | | | | |
| 満 14歳10か月 | 基準祝金額の50% | 基準祝金額の50% | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>5年ごと利差配当付 特定疾病保障 終身保険</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●がん（責任開始日より90日以内にかかった乳がんを除きます。）・急性心筋梗塞・脳卒中の三大成人病にかかられたときには、生存中に保険金が一括して支払われますので、医療費用や療養費用などの出費に備えることができます。 ●また、上記の保険金支払がない場合で、死亡・高度障害のときには、死亡・高度障害保険金が支払われます。 ●この保険では、一生涯を通じての保障が得られます。 ●被保険者に病名が告知されていない場合や、被保険者が心身喪失状態にある場合などの特別な事情があるときには、被保険者と同居または生計を一つにする配偶者及び3親等内の親族のうち、被保険者の同意のもとであらかじめ指定された者が被保険者の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。（指定代理請求人制度） ●ご契約の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安となります。 | <p>配当金のお支払い 責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、5年ごとに契約者配当金をお支払いします。この配当金は、利息を付けて積み立てられ、ご契約者から請求があったときまたは保険契約の消滅のときにお支払いします。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| 名 称 | 特 長 | 仕 組 図 |
|-------------------------|--|--|
| 特定疾病保障 定期保険 (無配当) | <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間中に、がん（責任開始日より90日以内にかかった乳がんを除きます。）・急性心筋梗塞・脳卒中の三大成人病にかかられたときには、生存中に保険金が一括して支払われますので、医療費用や療養費用などの出費に備えることができます。 ●また、上記の保険金支払がない場合で、保険期間中における死亡・高度障害に対しては、死亡・高度障害保険金が支払われます。 ●保障を重視した無配当・掛捨て型の保険ですから、割安な保険料で大きな保障が得られます。 ●保険期間満了2か月前までに特に継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は、被保険者の健康状態にかかわらず更新前と同一の保険金額・保険期間で自動更新されます。（ただし、更新後の保険料は、更新時の年齢及び保険料率によります。） ●被保険者に病名が告知されていない場合や、被保険者が心身喪失状態にある場合などの特別な事情があるときには、被保険者と同居または生計を一つにする配偶者及び3親等内の親族のうち、被保険者の同意のもとであらかじめ指定された者が被保険者の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。（指定代理請求人制度） |  |

保険商品一覧（特約）

■死亡・高度障害の場合の保障を充実するための特約

| ご利用の目的 | 特約名 | 給付内容 |
|---|--------------|--|
| より大きな保障を割安な保険料で準備したいとお考えの方に | 平準定期保険特約 | (1)特約死亡保険金／被保険者が特約保険期間中に死亡したとき、特約保険金額を特約死亡保険金受取人にお支払いします。 (2)特約高度障害保険金／被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって特約保険期間中に高度障害状態になったとき、特約保険金額を特約高度障害保険金受取人にお支払いします。 |
| 年々保障額が減少していく保障をお考えの方に | 逓減定期保険特約 | (1)特約死亡保険金／被保険者が特約保険期間中に死亡したとき、死亡時における特約保険金額を特約死亡保険金受取人にお支払いします。 (2)特約高度障害保険金／被保険者が特約の責任開始期以後の傷害または疾病により、特約保険期間中に所定の高度障害状態になったとき、高度障害状態に該当した時における特約保険金額を特約高度障害保険金受取人にお支払いします。 ・特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額である特約保険金額は、保険期間の経過とともに逓減します。 特約保険金額＝特約基本保険金額× $(1 - \frac{1 - \text{最終保険金額割合}}{\text{特約の保険期間の年数} - 1} \times \text{経過年数})$ 最終保険金額割合は、60%、40%、20%のいずれかとします。 |
| 世帯主の死亡に伴い、当面の必要資金とは別にその後のご家族の月々の生活資金を年金でとお考えの方に | 収入保障特約 | (1)特約遺族年金／被保険者が特約保険期間中に死亡したとき、死亡日以後年金支払満了日まで毎月、特約年金月額を特約遺族年金受取人にお支払いします。 (2)特約高度障害年金／被保険者が特約の責任開始期以後の傷害または疾病により、特約保険期間中に所定の高度障害状態になったとき、高度障害状態に該当したとき以後年金支払満了日まで毎月、特約年金月額を特約高度障害年金受取人にお支払いします。 ・特約年金を支払う場合の最低保証期間（特約年金の支払事由が特約保険期間中の何時生じても、特約年金が支払われる最低年数）は10年、5年、2年のいずれかとします。 ・特約の型は、特約年金月額が年金支払満了日まで一定の定額型と年金支払満了日まで毎年3%逓増する逓増型のいずれかとします。 |
| がん・急性心筋梗塞・脳卒中になったときの保障をお考えの方に | 特定疾病保障定期保険特約 | (1)特約死亡保険金／被保険者が特約保険期間中に死亡したとき、特約保険金額を特約死亡保険金受取人にお支払いします。 (2)特約特定疾病保険金／被保険者が特約保険期間中に悪性新生物（責任開始日から90日以内の乳がんを除く。）に罹患したとき、あるいは、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患して所定の状態になったとき、特約保険金額を特約特定疾病保険金受取人にお支払いします。 (3)特約高度障害保険金／被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって特約保険期間中に高度障害状態になったとき、特約保険金額を特約高度障害保険金受取人にお支払いします。 |
| 配偶者にも死亡保障をお考えの方に | 配偶者定期保険特約 | (1)特約死亡保険金／主契約の被保険者の配偶者が特約保険期間中に死亡したとき、特約保険金額を主契約の被保険者にお支払いします。 (2)特約高度障害保険金／主契約の被保険者の配偶者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって特約保険期間中に高度障害状態になったとき、特約保険金額を主契約の被保険者にお支払いします。 |
| お子さまにも死亡保障をお考えの方に | こども定期保険特約 | (1)特約死亡保険金／主契約の被保険者のお子さまが特約保険期間中に死亡したとき、特約保険金額を主契約の被保険者にお支払いします。 (2)特約高度障害保険金／主契約の被保険者のお子さまが責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって特約保険期間中に高度障害状態になったとき、特約保険金額を主契約の被保険者にお支払いします。 |
| 上記の特約は、無配当の特約です。 | | |

■災害時の死亡保障・医療保障を重点的に保障するための特約

| ご利用の目的 | 特約名 | 給付内容 |
|---|-----------|---|
| 不慮の事故による死亡・高度障害に対する保障を増やしたいとお考えの方に | 災害割増特約 | <p>(1)災害死亡保険金／ 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、180日以内に死亡したとき、あるいは責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として死亡したとき、災害死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。</p> <p>(2)災害高度障害保険金／ 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、180日以内に高度障害状態になったとき、あるいは責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害状態になったとき、災害高度障害保険金を主契約の被保険者にお支払いします。</p> |
| 不慮の事故により死亡した場合の保障や身体に障害を受けた場合の保障をお考えの方に | 傷害特約 | <p>(1)災害死亡保険金／ 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、180日以内に死亡したとき、あるいは責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として死亡したとき、災害死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。</p> <p>(2)障害給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、180日以内に所定の身体障害の状態になったとき、その身体障害の程度に応じて災害死亡保険金額に一定割合（10%～100%）を乗じた金額を主契約の被保険者にお支払いします。</p> |
| 不慮の事故による入院保障をお考えの方に | 災害入院特約 | <p>入院給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として、継続して5日以上入院したとき、入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じた金額を主契約の被保険者にお支払いします。</p> |
| 病気による入院保障や病気・ケガによる手術への保障が必要とお考えの方に | 疾病入院特約 | <p>(1)入院給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として、継続して5日以上入院したときに、入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じた金額を主契約の被保険者にお支払いします。</p> <p>(2)手術給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として、所定の手術をしたときに、入院給付金日額に受けた手術に応ずる給付倍率を乗じた金額を主契約の被保険者にお支払いします。</p> |
| 不慮の事故により入院しその後退院した場合の在宅療養に対する保障が必要とお考えの方に | 災害退院後療養特約 | <p>災害療養給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として災害入院特約に規定する入院給付金が20日以上支払われる入院をし、その後生存して退院したときに、基本災害療養給付金額の10倍を主契約の被保険者にお支払いします。</p> |
| 病気により入院しその後退院した場合の在宅療養に対する保障が必要とお考えの方に | 疾病退院後療養特約 | <p>疾病療養給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として疾病入院特約に規定する入院給付金が20日以上支払われる入院をし、その後生存して退院したときに、基本疾病療養給付金額の10倍を主契約の被保険者にお支払いします。</p> |
| お子さまが入院された場合の入院費用・手術費用による支払いに備えて | 子ども医療特約 | <p>(1)災害入院給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、継続して5日以上入院したときに、入院給付金日額に、入院日数から4日を差し引いた日数を乗じた金額を保険契約者にお支払いします。</p> <p>(2)疾病入院給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として継続して5日以上入院したときに、入院給付金日額に、入院日数から4日を差し引いた日数を乗じた金額を保険契約者にお支払いします。</p> <p>(3)手術給付金／ 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として所定の手術をしたときに、入院給付金日額に、受けた手術に応ずる給付倍率を乗じた金額を保険契約者にお支払いします。</p> |
| 上記の特約は、無配当の特約です。 | | |

■医療保障を厚くするための特約

| ご利用の目的 | 特約名 | 給付内容 |
|-----------------------|-----------------------------|---|
| 成人病で入院をした場合の保障をお考えの方に | 成人病保障特約 | 入院給付金／被保険者が責任開始期以後に発病した成人病の治療を目的として、継続して5日以上入院したときに、入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じた金額を被保険者にお支払いします。 |
| 女性特有の病気による入院に備えて | 女性医療特約 | 入院給付金／被保険者が責任開始期以後に発病した女性特有の疾病の治療を目的として、継続して5日以上入院したときに、入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じた金額を被保険者にお支払いします。 |
| がんに対する保障をトータルでお考えの方に | がん保障特約 (90日の待期間があります) | <p>がん入院給付金／被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療を目的に入院されたとき、がん入院給付金日額に入院日数を乗じた金額を給付金受取人にお支払いします。</p> <p>がん手術給付金／被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療を目的として所定の手術を受けられたとき、がん入院給付金日額に受けた手術に応じた給付倍率(40倍、20倍、10倍)を乗じた金額を給付金受取人にお支払いします。</p> <p>がん診断給付金／被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療を目的として入院を開始されたとき、がん入院給付金日額に診断給付倍率(50倍、100倍)を乗じた金額を給付金受取人にお支払いします。がん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から2年を経過した後、再びお支払事由に該当したときには、再度がん診断給付金をお支払いします。</p> <p>・給付内容の型は、がん入院給付金、がん手術給付金をお支払いするⅠ型とがん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金をお支払いするⅡ型のいずれかとなります。</p> |
| | がん退院後療養特約 (90日の待期間があります) | がん療養給付金／被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中にがん保障特約のがん入院給付金が支払われる20日以上継続入院をし、その後生存して退院したとき、基本がん療養給付金額(合わせて付加するがん保障特約のがん入院給付金日額と同額)の30倍を給付金受取人にお支払いします。 |
| 上記の特約は、無配当の特約です。 | | |

■その他の特約

| ご利用の目的 | 特約名 | 給付内容 |
|---|--|--|
| <p>被保険者が余命6か月以内と判断された時に、生存中に保険金を受け取りたい方に</p> | <p>リビング・ニーズ特約</p> | <p>特定状態保険金／被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、主契約等の死亡保険金額のうち、指定保険金額から会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息及び保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金の受取人（被保険者）にお支払いします。 指定保険金額は、この特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内とします。</p> |
| <p>主契約の死亡保障の全部または一部を、老後への生活費に充当したいとお考えの方に</p> | <p>5年ごと利差配当付年金支払移行特約 （主契約の保険料払込期間満了後に付加します。）</p> | <p>年金：保険契約者が指定した年金の種類・型に応じて保険契約者にお支払いします。</p> <p>（種類） 確定年金／被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているときにお支払いします。ただし、被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。 保証期間付終身年金／被保険者が年金支払日に生存しているときにお支払いします。ただし、被保険者が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは保証期間中の未払年金の現価をお支払いします。</p> <p>（型） 定額型／毎年の年金額は、基本年金額と同額とします。 逦増型／第1回の年金額は、基本年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額とします。</p> |
| <p>主契約の死亡保障の全部または一部を、寝たきりまたは痴呆状態への備えにしたいとお考えの方に</p> | <p>5年ごと利差配当付介護保障移行特約 （主契約の保険料払込期間満了後に付加します。）</p> | <p>(1)介護給付金／被保険者が傷害または疾病により所定の要介護状態になり、その日から起算して180日継続していることを医師によって診断確定されたとき、所定の介護給付金を介護年金受取人にお支払いします。 (2)介護年金／契約応当日において、被保険者が傷害または疾病により所定の要介護状態になり、その日から起算して180日継続していることを医師によって診断確定されたとき、所定の介護年金を介護年金受取人にお支払いします。 (3)死亡給付金／被保険者が死亡したとき、基本介護年金額の50%に相当する額を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。 (4)健康祝金／被保険者の年齢が70歳に達する契約応当日、及び以後5年ごとの契約応当日に被保険者が生存しているときは、基本介護年金額の50%に相当する額を保険契約者にお支払いします。</p> |

企業・団体向け商品の概略

企業・団体向け商品一覧

■企業と社員の繁栄と安定のためのプランをご提案します。

| 名称 | 仕組みと特徴 |
|-------------|---|
| 総合福祉団体定期保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業等の団体が定める所属員の万一の場合の福利厚生規程（弔慰金規程、死亡退職金規程等）の円滑な運営と、遺族及び所属員の生活保障を目的とする団体生命保険です。 ●企業等の団体の所属員を被保険者とし、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になった場合に、弔慰金規程等の福利厚生規程に準拠した保険金を指定の保険金受取人にお支払いします。 ●保険期間は1年で、毎年更新していく仕組みとなっております。 |
| 団体定期保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業等の団体の所属員を被保険者とし、所属員の遺族及び所属員本人の生活保障を目的とするものであり、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になった場合に死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。 ●保険期間は1年で、毎年更新していく仕組みとなっております。 |
| 団体信用生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローン、割賦販売などの賦払債務保全のために、銀行等の信用供与機関または信用保証機関が契約者となり、ローンなどの借手である賦払債務者を被保険者として契約する団体生命保険です。 ●賦払債務者の死亡または高度障害の結果、債務は保険金と相殺されるため、債権者にとっては債権の回収が確実にでき、債務者にとっては家族の生計の安定を図ることができます。 |
| 消費者信用団体生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●消費者金融（キャッシング・カードローン）、販売信用（クレジットカードのキャッシング・ショッピング）等の消費者信用が保険対象となります。 ●銀行、信販会社、消費者金融会社等の信用供与機関または信用保証機関を保険契約者、その信用供与機関と信用供与契約を締結している消費者を被保険者とする団体生命保険です。 ●被保険者が死亡または高度障害状態となった場合、その時点のカードローン等の債務残高が保険金と相殺されるため、債権者にとっては債権の回収が確実にでき、債務者にとっては家族の生計の安定を図ることができます。 |

「日動生命の現状2003」

平成15年7月

日動生命保険株式会社 企画部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-3

電話 (03) 5403-1700 (代表)

ホームページ <http://www.nichido.co.jp/seimei/>



日動生命保険株式会社

お客様相談センター：03-5403-1756

ホームページアドレス：<http://www.nichido.co.jp/seimei/>



古紙配合率100%再生紙を使用しています